

# 人事委員会年報

(平成25年度)

広島県人事委員会事務局



# 目 次

## 第1 人事委員会の運営

1 人事委員会の開催状況	1
2 人事委員会規則の制定・改廃	6
3 条例案に対する意見	7
4 人事委員会主要行事	8

## 第2 任用関係業務

1 職員の採用	9
（1）職員採用試験等の実施状況	9
（2）主な採用試験日程及び試験会場	13
（3）受験資格等	14
（4）採用選考の状況	15
（5）広報活動等	15
（6）危機管理等	16
2 職員の昇任	17
3 臨時的任用	17

## 第3 給与関係業務

1 職員給与の実態	19
（1）職員の給料表別人員，平均年齢及び平均経験年数並びに学歴別及び性別人員構成比	19
（2）職員の平均給与月額	19
2 職種別民間給与実態調査	20
（1）調査の目的及び調査対象事業所等	20
（2）職員給与と民間給与との比較	20
3 職員の給与に関する報告及び勧告	22
（1）職員の給与に関する報告（要旨）	22
（2）勧告（要旨）	25
（3）人事行政における当面の諸課題に関する報告（要旨）	25
4 職員の給与制度改定の動き	29

## 第4 審査関係業務

1 公平審査	31
（1）不利益処分に関する不服申立て	31
（2）勤務条件に関する措置の要求	40
2 職員からの苦情相談	42
3 職員団体等	43
（1）職員団体の登録	43
（2）管理職員等の範囲の指定	44
4 労働基準監督機関としての職権行使	49



# 人事委員会の運営



# 第1 人事委員会の運営

## 1 人事委員会の開催状況

平成25年度の人事委員会は28回開催され、その内容は次のとおりである。

回	開催年月日	付 議 事 項 等
第1回	25. 4. 5 (金)	〔付議事項〕 1 職員のボランティア休暇に関する運用方針の一部改正について 〔協議事項〕 1 不服申立事案の今後の審理進行について 2 人事委員会日程について 〔報告事項〕 1 平成25年度人事委員会事務局事務概要について 2 平成24年度職員による苦情相談の概要について
第2回	25. 4. 26 (金)	〔付議事項〕 1 管理職員等の範囲を定める規則の一部改正について(受託分) 2 不利益処分に関する不服申立てについて(平成24年度卒業式不起立事案(県立学校)) 〔報告事項〕 1 平成25年度第1回広島県警察官等採用試験申込者数について 2 平成25年職種別民間給与実態調査について 3 全国人事委員会連合会役員会の概要について 4 職員団体からの要請について
第3回	25. 5. 13 (月)	〔協議事項〕 1 不利益処分についての不服申立てに関する規則の一部改正について 2 人事委員会日程について 〔報告事項〕 1 県の部長相当職への昇任選考について 2 平成25年度広島県職員採用試験(大学卒業程度)の試験区分及び採用予定人員等について 3 平成25年度広島県職員採用試験(第1回社会人経験者等)の試験区分及び採用予定人員等について 4 十六都道府県人事委員会協議会委員長・事務局長会議の概要について
第4回	25. 5. 31 (金)	〔付議事項〕 1 勤務条件に関する措置の要求について(県立高校教員定期昇給事案) 2 不利益処分に関する不服申立てについて(中学校教員懲戒免職事案) 3 不利益処分に関する不服申立てについて(小中学校不起立事案) 〔協議事項〕 1 不利益処分に関する不服申立てについて(小学校教員戒告事案) 2 人事委員会日程について 〔報告事項〕 1 平成25年度第1回警察官採用試験の第1次合格者について 2 査定昇給の実施状況(平成25年4月1日)について
第5回	25. 6. 21 (金)	〔付議事項〕 1 不利益処分についての不服申立てに関する規則の一部改正について 2 条例案に係る意見について 3 職員採用試験の面接評定票について 4 職員の採用選考について 〔協議事項〕 1 人事委員会日程について 〔報告事項〕 1 平成25年度広島県職員採用試験(大学卒業程度)・(第1回社会人経験者等)申込状況について 2 平成25年度第1回警察官採用試験の第2次合格者について 3 平成25年度広島県職員(警察少年育成官)採用試験の第1次合格者について

第6回	25. 6. 27 (木)	<p>〔協議事項〕</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 不利益処分に関する不服申立ての裁決について（小学校教員戒告事案）</li> <li>2 不利益処分に関する不服申立てに対する処理方針について（小中学校不起立事案）</li> </ol> <p>〔報告事項〕</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 不利益処分に関する不服申立ての取下げについて（小中学校不起立事案）</li> <li>2 措置要求の取下げについて（小中学校超過勤務事案）</li> <li>3 措置要求の取下げについて（県立学校超過勤務事案）</li> <li>4 平成25年度広島県職員採用試験（短大卒業程度）採用計画について</li> <li>5 平成25年度広島県職員採用試験（高校卒業程度）採用計画について</li> <li>6 平成25年度第2回広島県警察官採用試験採用計画について</li> <li>7 全人連総会の概要について</li> </ol>
第7回	25. 7. 16 (火)	<p>〔付議事項〕</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 不利益処分に関する不服申立ての裁決について（小学校教員戒告事案）</li> </ol> <p>〔協議事項〕</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 不利益処分に関する不服申立てに関する今後の対応について（職務命令違反事案（破り年休））</li> </ol> <p>〔報告事項〕</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 警察本部の採用選考について</li> <li>2 平成25年度広島県職員採用試験（大学卒業程度）第1次試験合格者について</li> <li>3 平成25年職種別民間給与実態調査の実施状況について</li> </ol>
第8回	25. 7. 31 (水)	<p>〔付議事項〕</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 平成25年度第1回警察官採用試験の最終合格者の決定について</li> <li>2 平成25年度広島県職員（警察少年育成官）採用試験の最終合格者の決定について</li> <li>3 人事委員会規則・指令の一部改正について</li> <li>4 警察本部の参事官級等（公安職）への昇任選考について</li> <li>5 不利益処分に関する不服申立ての審査の打ち切り却下について（不起立事案（小中学校））</li> </ol> <p>〔報告事項〕</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 不利益処分に関する不服申立ての取下げについて（不起立事案（小中学校））</li> <li>2 平成25年度広島県職員採用試験（第1回社会人経験者等）第1次試験合格者について</li> <li>3 平成25年6月の勤勉手当の支給状況について</li> </ol>
第9回	25. 8. 12 (月)	<p>〔協議事項〕</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 人事委員会勧告に向けた検討課題（給与関係）について</li> <li>2 人事委員会勧告作業日程について</li> <li>3 人事委員会日程について</li> </ol> <p>〔報告事項〕</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 全国人事委員会連合会役員会の概要について</li> </ol>
第10回	25. 8. 20 (火)	<p>〔付議事項〕</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 平成25年度広島県職員採用試験（大学卒業程度）の最終合格者の決定について</li> </ol> <p>〔協議事項〕</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 人事行政における当面の諸課題に関する報告（公務員制度改革関連）について</li> <li>2 人事委員会日程について</li> </ol> <p>〔報告事項〕</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 平成25年度身体に障害のある人を対象とした広島県職員採用選考試験の採用計画について</li> </ol>
第11回	25. 8. 28 (水)	<p>〔付議事項〕</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 職員の採用選考について</li> <li>2 職員の給与等に関する報告及び給与改定に関する勧告について</li> </ol> <p>〔協議事項〕</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 不利益処分に関する不服申立てについて（職務命令違反事案（破り年休））</li> </ol> <p>〔報告事項〕</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 警察本部の採用選考について</li> <li>2 平成25年度広島県職員採用試験（第1回社会人経験者等）の第2次試験合格者について</li> <li>3 平成25年度広島県職員採用試験（第2回社会人経験者等）の試験区分及び採用予定人員等について</li> </ol>

第12回	25. 9. 4 (水)	〔付議事項〕 1 平成25年度広島県職員採用試験（第1回社会人経験者等）の最終合格者の決定について 2 職員の給与等に関する報告及び給与改定に関する勧告について 〔報告事項〕 1 職員団体からの申し入れについて
第13回	25. 9. 11 (水)	〔付議事項〕 1 職員の給与等に関する報告及び給与改定に関する勧告について 2 指導が不適切である教諭の行政職への採用選考に係る評定基準について 3 勤務条件に関する措置の要求に係る書類提出要求について（県立高校教員定期昇給事案） 〔報告事項〕 1 平成25年度第2回警察官採用試験の申込者数について 2 職員団体との協議等について
第14回	25. 9. 19 (木)	〔付議事項〕 1 職員の給与等に関する報告及び給与改定に関する勧告について 2 条例案に係る意見について 〔報告事項〕 1 指導が不適切である教諭の行政職への採用選考について 2 平成25年度広島県職員採用試験（短大卒業程度）の申込者数について 3 平成25年度広島県職員採用試験（高校卒業程度）の申込者数について
第15回	25. 9. 24 (火)	〔付議事項〕 1 公安職9級及び公安職8級に属する職への昇任選考について 2 職員の給与等に関する報告及び給与改定に関する勧告について 3 不利益処分に関する不服申立てに係る審査の併合について（不起立事案（小中学校）） 〔協議事項〕 1 人事委員会日程について 〔報告事項〕 1 職員団体との協議について
第16回	25. 10. 7 (月)	〔協議事項〕 1 職員の給与等に関する報告及び給与改定に関する勧告について 〔報告事項〕 1 平成25年度第2回警察官採用試験の第1次試験合格者について 2 平成25年度広島県職員採用試験（第2回社会人経験者等）の申込者数について 3 平成25年度身体に障害のある人を対象とした広島県職員採用選考試験の申込者数について 4 職員団体との協議について
第17回	25. 10. 29 (火)	〔協議事項〕 1 不利益処分に関する不服申立ての裁決について（職務命令違反事案（破り年休）） 2 人事委員会日程について 〔報告事項〕 1 平成25年度広島県職員採用試験（短大卒業程度）の第1次試験合格者について 2 平成25年度広島県職員採用試験（高校卒業程度）の第1次試験合格者について 3 平成25年度第2回警察官採用試験の第2次試験合格者について 4 平成25年各都道府県の給与勧告の状況について
第18回	25. 11. 20 (水)	〔付議事項〕 1 平成25年度広島県職員採用試験（短大卒業程度）の最終合格者の決定について 2 平成25年度広島県職員採用試験（高校卒業程度）の最終合格者の決定について 3 平成25年度身体に障害のある人を対象とした広島県職員採用選考試験の合格者の決定について 4 不利益処分に関する不服申立ての裁決について（職務命令違反事案（破り年休）） 5 不利益処分に関する不服申立ての受理について（県立高校事務職員懲戒免職事案） 〔協議事項〕 1 人事委員会日程について 〔報告事項〕

		<ul style="list-style-type: none"> <li>1 平成25年度広島県職員採用試験（第2回社会人経験者等）の第1次試験合格者について</li> <li>2 「広島県職員採用ガイダンス」の開催について</li> <li>3 全人連役員会の概要について</li> </ul>
第19回	25.11.27(水)	<p>〔付議事項〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>1 一般職の任期付職員の採用について</li> <li>2 平成25年度第2回警察官採用試験の最終合格者の決定について</li> <li>3 公益的法人への職員の派遣等に関する規則の一部改正について</li> </ul> <p>〔報告事項〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>1 平成25年度広島県職員採用試験（第2回社会人経験者等）の第2次試験合格者について</li> </ul>
第20回	25.12.5(木)	<p>〔付議事項〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>1 平成25年度広島県職員採用試験（第2回社会人経験者等）の最終合格者の決定について</li> <li>2 条例案に係る意見について</li> <li>3 不利益処分に関する不服申立てに係る証人の採否等について（中学校教員懲戒免職事案）</li> </ul> <p>〔協議事項〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>1 人事委員会日程について</li> </ul> <p>〔報告事項〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>1 確定交渉の妥結状況について</li> </ul>
第21回	25.12.17(火)	<p>〔付議事項〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>1 人事委員会規則・指令の一部改正について</li> </ul> <p>〔報告事項〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>1 学校の業務改善の取組状況について</li> </ul>
第22回	26.1.22(水)	<p>〔付議事項〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>1 職員の採用選考について</li> <li>2 人事委員会規則の一部改正について</li> <li>3 不利益処分に関する不服申立ての受理について（府中町職員懲戒免職事案）</li> </ul> <p>〔協議事項〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>1 不利益処分に関する不服申立てに係る再審請求について（小学校教員戒告事案）</li> <li>2 勤務条件に関する措置要求事案の今後の審査方法について（県立高校教員定期昇給事案）</li> <li>3 人事委員会日程について</li> </ul>
第23回	26.1.30(木)	<p>〔協議事項〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>1 不利益処分に関する不服申立てに係る口頭審理の実施について（中学校教員懲戒免職事案）</li> <li>2 人事委員会日程について</li> </ul> <p>〔報告事項〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>1 長距離・長時間通勤の実態分析について</li> <li>2 平成25年度広島県職員ガイダンスの実施状況について</li> <li>3 平成25年12月の勤勉手当の支給状況について</li> </ul>
第24回	26.2.21(金)	<p>〔付議事項〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>1 職員の採用選考について</li> <li>2 条例案に係る意見について</li> </ul> <p>〔協議事項〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>1 平成26年度採用試験制度の見直しについて</li> </ul> <p>〔報告事項〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>1 全人連役員会の概要について</li> <li>2 職員団体からの要請について</li> </ul>
第25回	26.2.28(金)	<p>〔付議事項〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>1 平成26年度広島県職員採用試験実施計画について</li> <li>2 人事委員会指令の一部改正について</li> <li>3 警察本部の採用選考について</li> <li>4 警察本部の参事官級等（公安職・行政職）への昇任選考について</li> <li>5 不利益処分に関する不服申立ての受理について（中学校教員戒告事案）</li> <li>6 勤務条件に関する措置の要求に関する規則の一部改正について</li> </ul> <p>〔協議事項〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>1 人事委員会日程について</li> </ul> <p>〔報告事項〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>1 平成25年度事業所調査結果の概要について</li> <li>2 職員団体からの要請について</li> </ul>

第26回	26. 3. 17 (月)	〔付議事項〕 1 人事委員会事務局職員の人事異動について 2 級別職務区分表等の改正について 3 人事委員会規則・指令の一部改正について 4 県の課長相当職以上への昇任選考について 5 職員の採用選考について 6 公安職9級及び公安職8級に属する職への昇任選考について 〔報告事項〕 1 平成26年度第1回広島県警察官採用試験採用計画について
第27回	26. 3. 19 (水)	〔協議事項〕 1 不利益処分に関する不服申立てに係る口頭審理の実施について（中学校教員懲戒免職事案）
第28回	26. 3. 25 (火)	〔付議事項〕 1 人事委員会処務規程の一部改正について 2 人事委員会規則・指令の一部改正について 3 県立病院に勤務していた看護師の採用選考について

付議事項 63件  
協議事項 28件  
報告事項 64件  
合 計 155件

## 2 人事委員会規則の制定・改廃

平成 25 年度における人事委員会規則の制定改廃の内容は、次のとおりである。

制定・改正 年 月 日	規 則 名	概 要
平 25. 4. 1 公布・施行	管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則	職の新設等に伴う所要の改正
平 25. 4. 1 公布・施行	公益法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則	派遣先団体の廃止，新設等に伴う改正
平 25. 4. 1 公布・施行	職員の定年等に関する規則の一部を改正する規則	警察官の 8 月 31 日の定年退職日の廃止に伴う改正
平 25. 5. 7 公布・施行	安芸郡府中町の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則 (受託分)	組織の改編等による職の新設・改廃等に伴う所要の改正
平 25. 5. 7 公布・施行	山県郡北広島町の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則 (受託分)	組織の改編等による職の新設・改廃等に伴う所要の改正
平 25. 7. 1 公布・施行	不利益処分についての不服申立てに関する規則の一部を改正する規則	口頭審理が正当な理由なく紛糾した場合等において，当日の口頭審理を打ち切ることができる等の規定の設置に伴う改正
平 25. 8. 5 公布 平 25. 9. 2 施行	管理職手当に関する規則の一部を改正する規則	佐伯警察署の開庁に伴う支給対象の職及び支給区分の改正
平 25. 11. 28 公布 平 25. 12. 1 施行	公益的法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則	公益法人制度改革の経過措置期間終了による派遣先団体の名称変更に伴う改正
平 25. 12. 24 公布 平 26. 1. 1 施行	職員の勤務時間及び休暇等に関する規則の一部を改正する規則	仕事と子育て両立支援を目的とした休暇制度の拡充に伴う改正
平 25. 12. 24 公布・施行	職員の退職手当の支給に関する規則の一部を改正する規則	早期退職募集制度の導入に伴う改正
平 26. 1. 30 公布 平 26. 4. 1 施行	職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則	勤務 1 時間当たりの給与額の算定方法及び給料の調整額に係る調整基本額の改正
平 26. 1. 30 公布 平 26. 4. 1 施行	市町立学校職員の給与，勤務時間その他の勤務条件に関する条例の実施に関する規則の一部を改正する規則	勤務 1 時間当たりの給与額の算定方法及び給料の調整額に係る調整基本額の改正
平 26. 3. 10 公布 平 26. 4. 1 施行	勤務条件に関する措置の要求に関する規則の一部を改正する規則	措置要求の審査において，必要があるときには口頭審理の手続きを行うことができるようにする規定の設置に伴う改正
平 26. 3. 24 公布 平 26. 4. 1 施行	管理職手当に関する規則の一部を改正する規則	組織の改編による職の新設・改廃等に伴う所要の改正
平 26. 3. 26 公布 平 26. 4. 1 施行	職員の高齢者部分休業に関する規則	条例の制定に伴う必要事項の規定 (附則により給与関係規則を改正)
平 26. 3. 26 公布 平 26. 4. 1 施行	職員の配偶者同行休業に関する規則	条例の制定に伴う必要事項の規定 (附則により給与関係規則を改正)
平 26. 3. 26 公布 平 26. 4. 1 施行	職員の勤務時間及び休暇等に関する規則の一部を改正する規則	子育て支援部分休暇の新設に伴う改正 (附則により給与関係規則を改正)
平 26. 3. 26 公布 平 26. 4. 1 施行	職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則	警察職員の特殊勤務手当を支給する作業の種類の変更
平 26. 3. 26 公布 平 26. 4. 1 施行	初任給，昇格，昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則	中等教育学校の開校に伴う改正
平 26. 3. 26 公布 平 26. 4. 1 施行	市町立学校職員の給与，勤務時間その他の勤務条件に関する条例の実施に関する規則の一部を改正する規則	中等教育学校の開校に伴う改正
平 26. 3. 31 公布 平 26. 4. 1 施行	公益法人等への職員の派遣に関する規則の一部を改正する規則	派遣先団体の解散に伴う改正

### 3 条例案に対する意見

地方公務員法第5条第2項の規定に基づき、職員に関する条例の制定又は改廃について、県議会から意見を求められたものに対し、意見を申し述べている。

なお、平成25年度に意見を求められた条例案12件に対して述べた意見は、次に掲げるとおりである。

年月日	条例案	意見
H25.6.21	職員の給与の特例に関する条例案	地方公務員法に定める職員の給与決定原則とは異なる特別例外な措置であり遺憾であるが、地方交付税等の削減に伴う県財政への影響等を勘案してとられる時限的な措置であること、職員の理解を得る努力がなされていることなどを考慮すると、やむを得ないものとする
	職員の給与に関する条例及び広島県病院事業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例案中「職員の給与に関する条例」に関する部分	適当と考える
	知事等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例案中職員に関する部分	職員の給与の減額の特例措置を勘案してとられる措置であると思料する
H25.9.19	職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案	適当と考える
H25.12.5	職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例案	適当と考える
	職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例案	
	職員の給与に関する条例の一部改正 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部改正 一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正	
	市町立学校職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例案	
H26.2.21	職員の高齢者部分休業に関する条例案	適当と考える
	職員の配偶者同行休業に関する条例案	
	職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部を改正する条例案	
	市町立学校職員の給与、勤務時間その他勤務条件に関する条例及び県立及び市町立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置条例の一部を改正する条例案	
	知事等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例案中職員に関する部分	特例として行われる措置であると思料する

#### 4 人事委員会主要行事

区分	人事委員会	人事委員会協議会関係	その他
平成24年 4月	4. 5 第1回人事委員会  4. 26 第2回人事委員会	4. 18 全国人事委員会連合会役員会  4. 23 十五都道府県人事委員会協議会 委員長・局長会議	
5月	5. 13 第3回人事委員会 5. 31 第4回人事委員会	5. 28 中国地方人事委員会協議会 委員全体会議	5. 31 口頭審理
6月	6. 21 第5回人事委員会 6. 27 第6回人事委員会	6. 19 全国人事委員会連合会総会	
7月	7. 16 第7回人事委員会  7. 31 第8回人事委員会	7. 11・12 公平審査事務研修会	7. 24 大卒程度2次試験 ～8. 7 (面接：11日)
8月	8. 12 第9回人事委員会 8. 20 第10回人事委員会 8. 28 第11回人事委員会	8. 8 全国人事委員会連合会役員会	8. 28 口頭審理
9月	9. 4 第12回人事委員会 9. 11 第13回人事委員会 9. 19 第14回人事委員会 9. 24 第15回人事委員会		
10月	10. 7 第16回人事委員会 10. 29 第17回人事委員会		10. 7 人事委員会勧告
11月	11. 20 第18回人事委員会 11. 27 第19回人事委員会	11. 11 全国人事委員会連合会役員会	
12月	12. 5 第20回人事委員会 12. 17 第21回人事委員会		
平成25年 1月	1. 22 第22回人事委員会 1. 30 第23回人事委員会		1. 30 口頭審理
2月	2. 21 第24回人事委員会 2. 28 第25回人事委員会	2. 6 全国人事委員会連合会役員会	
3月	3. 17 第26回人事委員会 3. 19 第27回人事委員会 3. 25 第28回人事委員会		3. 19 口頭審理

※ この表は、人事委員が出席する主要行事を掲載したものである。

●人事委員会 28回 ●人事委員会協議会関係 8回  
●口頭審理 4回

# 任用關係事務



## 第2 任用関係業務

### 1 職員の採用

#### (1) 職員採用試験等の実施状況

平成25年度に実施した職員採用試験等の実施状況は、第1表から第4表のとおりである。

第1表 平成25年度広島県職員採用試験等実施状況(総括表)

区 分	平成25年度				平成24年度				増 減							
	申込者数 (人)	受験者数 (人)	最終合格者数 (人)	競争倍率 (倍)	申込者数 (人)	受験者数 (人)	最終合格者数 (人)	競争倍率 (倍)	申込者数		受験者数		最終合格者数		競争倍率	
									(人)	増減率 (%)	(人)	増減率 (%)	(人)	増減率 (%)		ポイン ト
競 争 試 験	大学卒業程度	1,151	691	132	5.2	1,250	824	90	9.2	△ 99	△ 7.9	△ 133	△ 16.1	42	46.7	△ 4.0
	うち行政	405	242	56		437	268	32		△ 32	△ 7.3	△ 26	△ 9.7	24	75.0	
	大卒程度第1回社会人	842	491	74	6.6	900	587	44	13.3	△ 58	△ 6.4	△ 96	△ 16.4	30	68.2	△ 6.7
	うち行政	314	179	37		313	187	18		1	0.3	△ 8	△ 4.3	19	105.6	
	大卒程度第2回社会人	193	144	12	12.0	247	178	8	22.3	△ 54	△ 21.9	△ 34	△ 19.1	4	50.0	△ 10.3
	うち行政	51	38	2		63	46	2		△ 12		△ 8		0		
	大卒程度第2回社会人	174	129	6	21.5	218	157	5	31.4	△ 44	△ 20.2	△ 28	△ 17.8	1	20.0	△ 9.9
	うち行政	49	36	1		59	42	1		△ 10		△ 6		0		
	短大卒業程度	228	153	5	30.6	247	167	3	55.7	△ 19	△ 7.7	△ 14	△ 8.4	2	66.7	△ 25.1
	第2回社会人	63	44	4		77	50	0		△ 14		△ 6		4		
	うち行政	228	153	5	30.6	247	167	3	55.7	△ 19	△ 7.7	△ 14	△ 8.4	2	66.7	△ 25.1
	短大卒業程度	63	44	4		77	50	0		△ 14		△ 6		4		
	高校卒業程度	147	110	11	10.0	108	87	10	8.7	39	36.1	23	26.4	1	10.0	1.3
	うち行政	124	98	10		104	84	10		20		14		0		
	高校卒業程度	224	175	19	9.2	209	128	27	4.7	15	7.2	47	36.7	△ 8	△ 29.6	4.5
	うち行政	109	85	13		118	75	20		△ 9	△ 7.6	10	13.3	△ 7	△ 35.0	
	うち行政	224	175	19	9.2	209	128	27	4.7	15	7.2	47	36.7	△ 8	△ 29.6	4.5
	うち行政	109	85	13		118	75	20		△ 9	△ 7.6	10	13.3	△ 7	△ 35.0	
	小計	1,943	1,273	179	7.1	2,061	1,384	138	10.0	△ 118	△ 5.7	△ 111	△ 8.0	41	29.7	△ 2.9
うち行政	752	507	85		799	523	64		△ 47	△ 5.9	△ 16	△ 3.1	21	32.8		
うち行政	1,468	948	104	9.1	1,574	1,039	79	13.2	△ 106	△ 6.7	△ 91	△ 8.8	25	31.7	△ 4.1	
うち行政	535	344	55		567	354	39		△ 32	△ 5.6	△ 10	△ 2.8	16	41.0		
第1回警察官(男性)	1,677	1,230	134	9.2	2,040	1,249	154	8.1	△ 363	△ 17.8	△ 19	△ 1.5	△ 20	△ 13.0	1.1	
第2回警察官(男性)	(-)	(-)	(-)		(-)	(-)	(-)		(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)		
第1回警察官(女性)	1,187	780	98	8.0	1,763	851	136	6.3	△ 576	△ 32.7	△ 71	△ 8.3	△ 38	△ 27.9	1.7	
第2回警察官(女性)	(-)	(-)	(-)		(-)	(-)	(-)		(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)		
第1回警察官(女性)	445	269	31	8.7	579	244	23	10.6	△ 134	△ 23.1	25	10.2	8	34.8	△ 1.9	
第2回警察官(女性)	445	269	31		579	244	23		△ 134	△ 23.1	25	10.2	8	34.8		
警察少年育成官	297	162	18	9.0	620	189	19	9.9	△ 323	△ 52.1	△ 27	△ 14.3	△ 1	△ 5.3	△ 0.9	
警察少年育成官	297	162	18		620	189	19		△ 323	△ 52.1	△ 27	△ 14.3	△ 1	△ 5.3		
警察少年育成官	77	44	1						77	皆増	44	皆増	1	皆増	-	
警察少年育成官	42	25	1						42	皆増	25	皆増	1	皆増	-	
競争試験計	5,626	3,758	461	8.2	7,063	3,917	470	8.3	△ 1,437	△ 20.3	△ 159	△ 4.1	△ 9	△ 1.9	△ 0.1	
競争試験計	1,536	963	135		1,998	956	106		△ 462	△ 23.1	7	0.7	29	27.4		
選考試験	26	17	5	3.4	13	9	3	3.0	13	100.0	8	88.9	2	66.7	0.4	
職業訓練指導員	23	20	3	6.7	30	30	3	10.0	△ 7	△ 23.3	△ 10	△ 33.3	0	0.0	-	
衛生(薬学)					1	6	1	6.0	△ 1	皆減	△ 6	皆減	△ 1	皆減	-	
警察官(術科指導員)	5	5	4	1.3	5	5	3	1.7	0	0.0	0	0.0	1	33.3	△ 0.4	
警察職員(航空機操縦士)					8	6	1	6.0	△ 8	皆減	△ 6	皆減	△ 1	皆減	-	
選考試験計	54	42	12	3.5	57	56	11	5.1	△ 3	△ 5.3	△ 14	△ 25.0	1	9.1	△ 1.6	
合計	5,680	3,800	473	8.0	7,120	3,973	481	8.3	△ 1,440	△ 20.2	△ 173	△ 4.4	△ 8	△ 1.7	△ 0.3	
その他採用選考		30	30	1.0		32	32	1.0			△ 2	△ 6.2	△ 2	△ 6.2	0.0	
教育委員会(行政職)		27	27	1.0		25	25	1.0			2	8.0	2	8.0	0.0	
警察本部(警察官等)		64	64	1.0		54	54	1.0			10	18.5	10	18.5	0.0	
計		121	121	1.0		111	111	1.0			10	9.0	10	9.0	0.0	

(注) 1. 「その他採用選考」における「受験者数」は「選考対象者数」を、「最終合格者数」は「合格者数」を示す。(現業職員の任命換選考を除く)

2. 下段は、女性で内数。

第2表 主な平成25年度広島県職員採用試験の実施状況(内訳)

(平成26年4月1日現在)

試験 区分	職 種	採用予 定人員 名程度	申込者数 (A) 人	第1次試験										第2次試験						最終競争率 (B/D)	採用者数 人		
				受験者数(B)					受験率 (B/A)	合格者数(C)					合格者数 (C/B)	最終合格者数(D)							
				院	大	短	高	計		院	大	短	高	計		院	大	短	高			計	(D/B)
大学 卒業 程度 試験	行政	一般事務	38	640	39	313	2	2	356	55.6	9	96	1	106	29.8	100	5	44	1	50	14.0	7.1	44
		小中学校事務	11	219	13	104			117	69.3	1	30		28	50.8	27	2	20		22		4.1	14
		警察事務	8	44	1	59		1	61	64.9	1	15		15	24.3	29	15	9		15	24.6	8.2	8
		小計	57	842	41	444	2	4	491	58.3	10	144	1	155	31.6	146	5	68	1	74	15.1	6.6	66
		行政以外	心理	2	314	14	164		1	179		3	48		51		48	2	35		37		3
	社会人 経験者	社会福祉	2	18	6	4			10	55.6	4	3		7	70.0	7	2			2	20.0	5.0	2
		衛生(衛生一般)	1	12	5	2			7	58.3	5	1		4	71.4	4	2			2	28.6	3.5	2
		衛生(衛生薬学)	2	7	4	4			4		4	4		4		4	2			2			2
		農業	2	28	7	13			20	71.4	2	5		7	35.0	7	1			1	5.0	20.0	1
		林業	3	16	4	9			13		2	1		3		3	1			1			1
		畜産一般	1	11	4	5			9	81.8	3	5		8	88.9	7	1	2		3	33.3	3.0	3
		水産	2	7	2	3			5		2	3		5		5	1	1		2			2
		工業(化学)	7	23	6	10			16	69.6	5	2		7	43.8	6	2			2	12.5	8.0	2
		工業(機械)	1	11	2	5		1	8	72.7	2	5		7	87.5	7	3			3	37.5	2.7	3
		工業(電気)	2	2	1	1			1		1	1		1		1				1			1
		工業(金属工学)	1	10	4	5			9	90.0	4	3		7	77.8	7	1	1		2	22.2	4.5	2
		総合土木	16	3	2				2		2	2		2		2	1			1			1
		建築	7	14	6	4			10	71.4	5	2		7	70.0	7	1			1	10.0	10.0	1
		小計	48	54	21	11			32	59.3	12	7		19	59.4	18	6	2		8	25.0	4.0	8
		計	105	12	3	3			6		1	2		3		3	1			1			1
	社会人 経験者	一般事務	6	9	1	4			5	55.6	1	4		5	100.0	5	1	1		2	40.0	2.5	1
総合土木		4	1	1			1		1	1		1		1	1			1				1	
小計		10	23	4	6			10	43.5	4	3		7	70.0	7	2	1		3	30.0	3.3	2	
社会人 経験者	一般事務	4	1	1			1		1	1		1		1	1			1				1	
	小計	4	11	4	5			9	81.8	4	3		7	77.8	6	1			1	11.1	9.0	1	
	計	48	2	1	1			2		1	1		2		2				2			2	
短大 卒業 程度	司書	2	61	8	26			34	55.7	6	20		26	76.5	26	6	13		19	55.9	1.8	15	
	栄養士	9	12	1	6			7		1	4		5		5	1	2		3		2	2	
	小計	11	24	4	17			21	87.5	4	11		15	71.4	15	2	7		9	42.9	2.3	9	
高校 卒業 程度	一般事務	4	5	5			5		5				5		5				5			5	
	警察事務	1	61	8	26			34	55.7	6	20		26	76.5	26	6	13		19	55.9	1.8	15	
	小計	5	12	1	6			7		1	4		5		5	1	2		3		2	2	
身体に障 害のある 人を含む 試験	一般事務	4	24	4	17			21	87.5	4	11		15	71.4	15	2	7		9	42.9	2.3	9	
	警察事務	1	5	5			5		5				5		5				5			5	
	小計	5	26	1	7			9	17	65.4									2	5	29.4	3.4	4
総計	一般事務	150	1,969	188	883	29	190	1,290	65.5	84	285	2	40	411	31.9	367	36	128	17	184	14.3	7.0	164
	小計	150	756	45	362	19	84	510		18	108	18	144		133	8	67	9	87			79	

(注)・採用予定人員は、受験案内表示による。

・下段は女性で内数

・大学の欄に記載の数は大学中退者若しくは在学者を含む。短大の欄に記載の数は高专を含む。

第3表 平成25年度広島県警察官等採用試験実施状況

試験 区分	職 種	採用予定 人員 名程度	申込者数 (A) 人	第 1 次 試 験										第 2 次 試 験						第 3 次 試 験						最終競争 倍率 (B/E)	採用者数 人				
				受験者数(B)					受験率 (B/A)	合格者数(C)					合格率 (C/B)	受験 者数	合格者数(D)					合格率 (D/B)	受験 者数	最終合格者数(E)					最終合格 率(E/B)		
				大	短	高	他	計		大	短	高	他	計			大	短	高	他	計			大	短			高		他	計
第 1 回 警 察 官	警 察 官 A (男性)	80	1,014	736			736	72.6	374			374	50.8	311	236			236	32.1	215	108			108	14.7	6.8	71				
	警 察 官 B (男性)	20	663	55	21	417	1	494	74.5	23	3	60		86	17.4	77	15	1	42		58	11.7	53	3	1	22		26	5.3	19.0	16
	警 察 官 A (女性)	18	261	167			167	64.0	88			88	52.7	67	57			57	34.1	51	26			26	15.6	6.4	14				
	警 察 官 B (女性)	4	184	5	20	77		102	55.4	1	1	17		19	18.6	15			11		11	10.8	10			5		5	4.9	20.4	2
	計	122	2,122	963	41	494	1	1,499	70.6	486	4	77	0	567	37.8	470	308	1	53	0	362	24.1	329	137	1	27	0	165	11.0	9.1	103
			445	172	20	77	0	269		89	1	17	0	107		82	57	0	11	0	68		61	26	0	5	0	31			16
第 2 回 警 察 官	警 察 官 A (男性)	45	661	402			402	60.8	159				159	39.6	152	113			113	28.1	108	46			46	11.4	8.7	42			
	警 察 官 B (男性)	45	526	51	9	318		378	71.9	33	1	127		161	42.6	155	17	1	96		114	30.2	112	5		47		52	13.8	7.3	41
	警 察 官 A (女性)	6	140	71			71	50.7	21				21	29.6	21	15			15	21.1	13	7			7	9.9	10.1	5			
	警 察 官 B (女性)	8	157	1	10	80		91	58.0		1	35		36	39.6	35		1	23		24	26.4	24			11		11	12.1	8.3	11
	計	104	1,484	525	19	398	0	942	63.5	213	2	162	0	377	40.0	363	145	2	119	0	266	28.2	257	58	0	58	0	116	12.3	8.1	99
			297	72	10	80	0	162		21	1	35	0	57		56	15	1	23	0	39		37	7	0	11	0	18			16
警 察 官 総 計		226	3,606	1,488	60	892	1	2,441	67.7	699	6	239	0	944	38.7	833	453	3	172	0	628	25.7	586	195	1	85	0	281	11.5	8.7	202
			742	244	30	157	0	431		110	2	52	0	164		138	72	1	34	0	107		98	33	0	16	0	49			32

(注)・採用予定人員は、受験案内表示による。

・下段は、女性で内数。

・大学の欄に記載の数は大学中退者若しくは在学者を含む。短大の欄に記載の数は高専を含む。

・第2回警察官試験は、他の都道府県を第一志望とする者を除く。

(参考)

第4表 広島県職員採用試験(大学卒業程度)の受験者・合格者数の推移

区分	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	
全 職 種	人(程度) 採用予定者数	21	20	46	46	41	59	81	89	71	105
	人 申込者数 (A)	950 (357)	952 (340)	870 (340)	795 (301)	666 (249)	938 (313)	1,442 (519)	1,365 (475)	1,250 (437)	1,151 (405)
	人 受験者数 (B)	576 (213)	625 (223)	545 (207)	510 (188)	408 (154)	613 (197)	816 (306)	870 (302)	824 (268)	691 (242)
	人 最終合格者数 (C)	32 (8)	26 (8)	57 (23)	58 (24)	50 (25)	77 (29)	105 (39)	113 (40)	90 (32)	132 (56)
	% 受験率 (B/A)	60.6	65.7	62.6	64.2	61.3	65.4	56.6	63.7	65.9	60.0
	倍 競争倍率 (B/C)	18.0	24.0	9.6	8.8	8.2	8.0	7.8	7.7	9.2	5.2
	人 採用者数 (D)	25 (8)	21 (5)	45 (18)	50 (20)	43 (20)	68 (27)	88 (31)	105 (37)	78 (28)	118 (49)
う ち 行 政 職	人(程度) 採用予定者数	8	9	30	24	18	31	42	46	34	57
	人 申込者数 (A)	645 (241)	682 (254)	617 (248)	526 (191)	449 (175)	594 (190)	1,024 (369)	973 (334)	900 (313)	842 (314)
	人 受験者数 (B)	361 (129)	420 (156)	366 (142)	314 (111)	255 (100)	397 (121)	570 (207)	604 (201)	587 (187)	491 (179)
	人 最終合格者数 (C)	17 (3)	12 (4)	39 (14)	33 (12)	23 (13)	42 (16)	59 (19)	61 (23)	44 (18)	74 (37)
	% 受験率 (B/A)	56.0	61.6	59.3	59.7	56.8	66.8	55.7	62.1	65.2	58.3
	倍 競争倍率 (B/C)	21.2	35.0	9.4	9.5	11.1	9.5	9.7	9.9	13.3	6.6
	人 採用者数 (D)	12 (3)	9 (3)	27 (9)	27 (9)	19 (9)	34 (14)	45 (14)	53 (20)	37 (17)	66 (31)

(注) ( )内は女性で内数

(2) 主な採用試験日程及び試験会場

平成25年度の主な職員採用試験の日程及び試験会場は、次のとおりである。

(公告順)

試験区分	受験案内・ 申込書配布 開始期日	受付期間	第1次試験	第1次試験 合格発表	第2次試験	第2次試験 合格発表	第3次試験	最終合格発表	試験会場		
									第1次試験	第2次試験	第3次試験
第1回警察官	3月18日(月)	3月18日(月) ～ 4月17日(水)	5月12日(日)	5月22日(水)	6月1日(土) ～ 6月2日(日)	6月18日(火)	7月8日(月) ～ 7月12日(金)	8月8日(木)	広島修道大学	広島県警察学校	広島県庁
大学卒業程度試験	5月16日(木)	5月16日(木) ～ 6月7日(金)	6月30日(日)	7月9日(火)	7月24日(水) ～ 8月7日(水)	—	—	8月22日(木)	(広島会場) 広島修道大学 (東京会場) 明治学院大学 白金キ ャンパス (東京都港区)	広島県庁	—
第1回 社会人経験者等試験	5月16日(木)	5月16日(木) ～ 6月7日(金)	6月30日(日)	7月18日(木)	8月19日(月)	8月23日(金)	9月1日(日)	9月6日(金)	(広島会場) 広島修道大学 (東京会場) 明治学院大学 白金キ ャンパス (東京都港区)	広島県庁	広島県庁
第2回警察官	7月10日(水)	7月10日(水) ～ 8月30日(金)	9月22日(日)	10月3日(木)	10月12日(土) ～ 10月13日(日)	10月22日(火)	11月7日(木) ～ 11月13日(水)	11月29日(金)	(広島会場) 県立広島大学広島キャン パス、広島県庁 (福山会場) 福山平成大学	広島県警察学校	広島県庁
短大卒業程度試験	7月10日(水)	7月10日(水) ～ 9月10日(火)	9月29日(日)	10月18日(金)	10月31日(木) ～ 11月6日(水)	—	—	11月22日(金)	広島県庁	広島県庁	—
高校卒業程度試験	7月10日(水)	7月10日(水) ～ 9月10日(火)	9月29日(日)	10月18日(金)	10月31日(木) ～ 11月6日(水)	—	—	11月22日(金)	(広島会場) 広島県庁 (福山会場) 東部総務事務所	広島県庁	—
身体に障害のある人 を対象とした試験	8月23日(金)	8月23日(金) ～ 10月1日(火)	10月20日(日)	—	—	—	—	11月22日(金)	広島県庁	—	—
第2回 社会人経験者等試験	9月10日(火)	9月10日(火) ～ 10月1日(火)	10月20日(日)	11月1日(金)	11月18日(月)	11月22日(金)	12月1日(日)	12月6日(金)	(広島会場) 広島県庁 (東京会場) 都道府県会館 (東京都千代田区)	広島県庁	広島県庁

(3) 受験資格等

平成25年度の主な職員採用試験の受験資格等は、次のとおりである。

試験区分	項目	年齢(生年月日)	性別	学歴	その他
	大学卒業程度	昭和59年4月2日から平成4年4月1日まで生まれた者と平成4年4月2日以降に生まれた大卒(卒見含む)の者	—	—	
	短大卒業程度	昭和59年4月2日から平成6年4月1日まで生まれた者			
	高校卒業程度	平成4年4月2日から平成8年4月1日まで生まれた者	—	—	
	社会人経験者等	昭和54年4月2日から昭和62年4月1日まで生まれた者	—	—	
	身体に障害のある人を対象とした試験	昭和58年4月2日から平成8年4月1日まで生まれた者	—	—	※①
第1回警察官	昭和59年4月2日から平成8年4月1日まで生まれた者	男性	警察官(男性)A	学校教育法による大学(短期大学を除く。)を卒業した者又は平成26年3月末日までに卒業見込みの者	
		女性	警察官(女性)A		
		男性	警察官(男性)B	上記以外の者	※②
		女性	警察官(女性)B		
第2回警察官	昭和59年4月2日から平成8年4月1日まで生まれた者	男性	警察官(男性)A	学校教育法による大学(短期大学を除く。)を卒業した者又は平成26年3月末日までに卒業見込みの者	
		女性	警察官(女性)A		
		男性	警察官(男性)B	上記以外の者	※③
		女性	警察官(女性)B		

上記のほか、次のいずれかに該当する場合は受験できない。

ア 日本国籍を有しない者(工業を除く。)

イ 地方公務員法(昭和25年法律第261号)第16条(欠格条項)の規定に該当する者

※① 事務職として介護者なしに職務の遂行が可能であり、かつ、自力で通勤ができる者で次のすべてに該当する者

ア 身体障害者手帳の交付を受け、その障害の程度が1級から4級までの者

イ 活字印刷文による出題に対応できる者

※② 学校教育法による大学(短期大学を除く。)に在籍している者及び高等学校を平成26年3月末日までに卒業見込みの者は受験できない。

※③ 学校教育法による大学(短期大学を除く。)に在籍している者は受験できない。

#### (4) 採用選考の状況

平成25年度職員採用選考の状況は、次のとおりである。

ア 選考試験（身体に障害のある人を対象とした試験を除く。）

(知事部局)

実施月日	職 種	受 験 者 数	合 格 者 数
平成25年9月29日(日)	職業訓練指導員	20人	3人

(警察本部)

実施月日	職 種	受 験 者 数	合 格 者 数
平成25年8月22日(木)	警察官 術科指導員	5人	4人

(選考試験の計)

受 験 者 数	合 格 者 数
25人	7人

イ その他の採用選考件数（割愛等）

区 分	職 種	選考対象数	合格者数
知事部局等	行政職等	30人	30人
教育委員会	行政職	27人	27人
警察本部	警察官等	64人	64人
計		121人	121人

(注) 任命権者への委任分を除く。知事部局には病院事業局を含む。

#### (5) 広報活動等

優秀な人材を確保するため、採用試験の実施について次のとおり広報活動等を展開した。

ア 県広報の活用

① 広報紙

県広報紙である「県民だより」等を利用して広報活動等を行った。

② インターネット

県のホームページを利用して広報を行った。

イ 人事委員会ホームページの活用

人事委員会のホームページにより、各種情報提供を行った。

ウ 「職員採用ガイダンス」の開催

広島県職員採用試験の受験希望者を対象として、「広島県職員採用ガイダンス」を平成26年1月8日、県庁講堂にて開催し、154名の参加を得た。内容は、知事からのメッセージ、採用試験制度や仕事内容の説明のほか、グループに分かれての若手県職員との意見交換及び職場見学を行った。また、ガイダンスの内容については、人事委員会のホームページに掲載した。

エ 試験制度説明会の実施

県内の大学等を訪問し、学生を対象として試験制度説明会を実施し、試験制度や県行政について説

明等を行った。

#### (6) 危機管理等

採用試験の実施に当たっては、天候や公共交通機関の遅延等により、予定どおり試験が実施できなくなる可能性がある。このため、次のとおりの対策を講じた。

##### ア 危機管理マニュアル

当初の予定どおりの試験実施が危ぶまれる場合の対応マニュアルを準備し、不測の事態に備えている。

##### イ 携帯版ホームページの作成

天候や公共交通機関の遅延などにより、予定どおりの試験実施が困難になると想定される場合に、受験者に試験実施についての情報を提供するため、人事委員会のホームページに携帯電話で閲覧できる、情報提供ページを準備している。

## 2 職員の昇任

平成 25 年度職員昇任選考の実施状況は、次のとおりである。

職 別	知 事	教育委員会	警察本部	そ の 他	計
局 長 相 当 職	2			1	3
部 長 相 当 職	20	1	2	3	26
課 長 相 当 職	48	1	2	7	58
担当監・参事相当職	93	13	12	19	137
主 幹 相 当 職	164	28	14	8	214
主 査 相 当 職	138	34	18	50	240
合 計	465	77	48	88	678

(注) 警察本部については警察官を除く。

次に掲げる職への昇任については、その選考を各任命権者に委任している。

- (一) 副主任研究員及びこれらに相当する職
- (二) 主任及びこれらに相当する職
- (三) 本庁の課長の職又はこれに相当する職より下位の職において、現にある職が2以上の職務の級に区分されている職（研究職を除く。）で、その職を異にすることなく上位の職務の級に属する職
- (四) 研究職2級の研究員の職

※ なお、警察本部における、警察官の警部以下の階級にかかる昇任選考資格認定試験合格者名簿登載者からの昇任についても任命権者に委任している。

## 3 臨時的任用

一年以内に廃止されることが予想される職または適当な任用候補者がない場合等に認められる臨時的任用について、教育委員会の申請に基づき承認を行っている。

件数は、次のとおりである。

期 間	件 数
平成 25.4.1～平成 26.3.31	274

※ なお、給与が日額を持って支給される職及び教育職員については包括承認している。



# 給 与 関 係 事 務



### 第3 給与関係業務

#### 1 職員給与の実態

地方公務員法第8条第1項の規定により、平成25年4月現在の一般職に属する職員の給与等の実態を調査した。

この調査結果の概要は、次のとおりである。

#### (1) 職員の給料表別人員、平均年齢及び平均経年数並びに学歴別及び性別人員構成比

職員の総数は、29,267人で、これを給料表別にみると、教育職が全体の59.3%を占め、以下行政職20.9%、公安職17.7%、医療職1.2%、研究職0.9%の順となっている。

(平成25年4月現在)

給料表	区分	適用人員 人	平均年齢 歳	平均経年数 年	学歴別人員構成比				性別人員構成比	
					大学卒 %	短大卒 %	高校卒 %	中学卒 %	男 %	女 %
全給料表		29,267	43.3	21.4	79.8	7.9	12.3	0.0	58.9	41.1
行政職給料表		6,107	44.1	22.9	58.4	13.5	28.1	0.0	67.1	32.9
公安職給料表		5,172	38.2	17.3	60.5	3.6	35.8	0.1	92.7	7.3
教育職給料表(二)(ロ)		4,421	45.6	23.1	94.8	4.5	0.7	-	59.4	40.6
教育職給料表(三)(イ)		12,946	44.2	21.7	91.9	8.1	-	-	41.8	58.2
研究職給料表		275	42.9	20.2	99.3	0.4	0.4	-	82.9	17.1
医療職給料表(一)		40	38.1	14.8	100.0	-	-	-	75.0	25.0
医療職給料表(二)		240	43.1	20.1	81.3	18.8	-	-	25.4	74.6
医療職給料表(三)		66	46.3	24.1	93.9	6.1	-	-	1.5	98.5

#### (2) 職員の平均給与月額

職員の平均給与月額を昨年と比べると、全体で4,266円(1.1%)減少している。

給料表別に見ると、減少率が最も高いのは医療職給料表(二)で9,670円(2.6%)減少しているが、研究職給料表及び医療職給料表(一)では増加している。

給料表	区分	平成25年(A)	平成24年(B)	$\frac{(A)}{(B)} \times 100$
全給料表		398,533 円	402,799 円	98.9 %
行政職給料表		385,948	387,520	99.6
公安職給料表		351,242	355,221	98.9
教育職給料表(二)(ロ)		432,273	437,506	98.8
教育職給料表(三)(イ)		411,201	416,459	98.7
研究職給料表		399,678	399,431	100.1
医療職給料表(一)		827,982	814,009	101.7
医療職給料表(二)		364,108	373,778	97.4
医療職給料表(三)		383,987	385,671	99.6

## 2 職種別民間給与実態調査

### (1) 調査の目的及び調査対象事業所等

職員の給与を検討するための基礎資料を作成するため、人事院及び広島市人事委員会等と共同で、企業規模 50 人以上、かつ、事業所規模 50 人以上の県内の民間事業所 (1,288 事業所) から産業、規模等を考慮して無作為抽出した事業所について、4 月分給与等の実態を調査した。

産業別、企業規模別調査事業所数

産業	企業規模			
	規模計	500 人以上	100 人以上 500 人未満	100 人未満
全 産 業	293	132	115	46
農 業 , 林 業 , 漁 業	1	0	1	0
鉱業,採石業,砂利採取業, 建設業	33	19	7	7
製 造 業	124	58	46	20
電気・ガス・熱供給・水道業, 情報通信業,運輸業,郵便業	53	23	20	10
卸 売 業 , 小 売 業	28	13	11	4
金 融 業 , 保 険 業 , 不動産業,物品賃貸業	14	9	5	0
教育,学習支援業,医療, 福祉,サービス業	40	10	25	5

(注) 上記のほか、企業規模、事業所規模が調査対象となる規模を下回っていたため調査対象外であることが判明した事業所が 10 所、調査不能の事業所が 48 所あった。

### (2) 職員給与と民間給与との比較

#### ア 職員給与と民間給与との較差 (月例給)

県の行政職給料表適用職員と民間事業所の従業員のうち、職務の種類、責任の度合、学歴、年齢階層等の条件が対応すると認められる者について、平成 25 年 4 月分の給与を、県職員を基準とするラスパイレス方式で比較したところ、民間給与が職員給与を 1 人当たり平均 1,830 円 (0.47%) 上回っていた。

民間給与 (A)	職員給与 (B)	較差 $\left( \frac{(A) - (B)}{(B)} \times 100 \right)$
391,565 円	389,735 円	1,830 円 ( 0.47% )

- (注) 1 民間給与は、職務上の役職段階別、学歴別及び年齢別の平均の給与月額を算定し、これに対応する県職員の人員構成を基準として加重平均したものである (ラスパイレス方式)。  
 2 民間・職員給与は、きまって支給する給与から時間外手当、通勤手当及びこれに相当する手当を除いたものである。  
 3 職員給与の対象となる職員は、行政職給料表適用者 6,107 人から、民間事業所の従業員と同様に、本年度の新規採用者を除いた 5,989 人である。  
 4 平成 25 年 7 月から本県で実施されている給与減額特例措置について、同年 4 月から実施されていると仮定して試算すると、当該措置による減額後の職員給与は 361,384 円となる。

#### イ 民間における家族手当の支給状況

扶養家族の構成	支給月額
配偶者	11,280円
配偶者と子1人	17,400円
配偶者と子2人	23,098円

(注) 家族手当の支給につき配偶者の収入に対する制限がある事業所を対象とした。

(備考) 県職員に係る扶養手当の現行支給月額は、配偶者については13,000円、配偶者以外については、1人につき6,500円である。なお、満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの子がいる場合は、当該子1人につき5,000円が加算される。

#### ウ 民間における住宅手当（借家・借間）の支給状況

支給の有無	事業所の割合
支給	46.2%
非支給	53.8%
借家・借間居住者に対する住宅手当月額 の最高支給額の中位階層	27,000円以上28,000円未満

(備考) 県職員に係る住居手当の現行の最高支給限度額は、27,000円である。

#### エ 民間における特別給（ボーナス）の支給状況

平成24年8月から平成25年7月までの1年間において、民間事業所で支払われた賞与等の特別給は、所定内給与月額の3.95月分（事務・技術等従業員）に相当している。

項目	区分		事務・技術等従業員	技能・労務等従業員
	下半期 (A1)	上半期 (A2)		
平均所定内給与月額	下半期 (A1)		348,216円	256,357円
	上半期 (A2)		344,929円	258,843円
特別給の支給額	下半期 (B1)		679,616円	423,370円
	上半期 (B2)		691,297円	461,173円
特別給の支給割合	下半期 $\left(\frac{B1}{A1}\right)$		1.95月分	1.65月分
	上半期 $\left(\frac{B2}{A2}\right)$		2.00月分	1.78月分
	年間計		3.95月分	3.43月分

(注) 下半期とは平成24年8月から平成25年1月まで、上半期とは同年2月から7月までの期間をいう。

(備考) 職員の場合、調査実施時の年間支給月数は、3.95月分である。

### 3 職員の給与に関する報告及び勧告

地方公務員法の規定に基づき、平成25年10月7日、県議会議長及び知事に対し、次の内容の報告及び勧告を行った。

#### (1) 職員の給与に関する報告（内容抜粋）

##### ア 平成25年4月の民間給与との較差等に基づく給与改定

本年の人事院勧告においては、月例給について、給与改定・臨時特例法に基づく給与減額支給措置前の公務員給与と民間給与を比較した結果、民間給与が国家公務員の月例給を上回っているが、官民較差が極めて小さく、俸給表及び諸手当の適切な改定を行うことが困難であることから、月例給においては改定を行わないこととしている。また、期末手当及び勤勉手当についても、民間の特別給の支給割合と均衡していること等から、改定を行わないこととしている。

次に、民間給与実態調査により、県内民間事業所の本年の雇用調整の実施状況をみると、採用の停止・抑制や残業の規制等の雇用調整を実施した事業所の割合が昨年より減少するなど、一部に改善の動きがみられるものの、春季賃金改定動向等については、ベースアップや定期昇給を実施した事業所の割合が昨年と同程度であり、全体としては、おおむね昨年と同様の状況にあると考えられる。

一方、職員給与は、本年4月から実施した給与構造改革における経過措置の段階的な廃止や自宅にかかる住居手当の廃止等に伴い、昨年より減少している。その結果、本年4月現在における職員給与と民間給与を比較すると、民間給与が職員給与を1,830円(0.47%)上回っている。また、期末手当及び勤勉手当について、本年の民間事業所における賞与等の特別給の支給割合(3.95月分)は、現行の職員の年間支給月数(3.95月)と均衡している。

これら諸般の事情を勘案すると、本年の職員の給与について、次のとおり措置すべきものとする。

##### (ア) 給料表等

国が俸給表や諸手当の改定を行っていないことや、県内の民間における諸手当の支給状況を考慮すると、給料表(給料月額に乗じる割合を規定している備考を除く。)や諸手当については改定を行わないことが適当である。したがって、本年の職員給与と民間給与との較差については、行政職給料表の備考の給料月額に乗じる割合を改定することにより、解消する必要がある。

また、行政職給料表以外の給料表(給与水準について国の制度に準じている医療職給料表(一)を除く。)についても、同様の改定が必要である。

##### (イ) 期末手当及び勤勉手当

期末手当及び勤勉手当については、民間の事業所における賞与等の特別給の支給割合が現行の職員の年間支給月数と均衡していることから、本年は改定を行わないことが適当である。

##### (ウ) 改定の実施時期

本年の給与改定については、本年4月の職員給与と民間給与を均衡させるためのものであることから、同月に遡及して実施する必要がある。

## イ 給与制度をめぐる諸課題

### (ア) 50歳台後半層の職員の給与

#### A 50歳台後半層の給与減額措置

国において、50歳台後半層の給与水準の是正を図るために、当面の措置として、平成22年の公務員給与と民間給与との較差を解消するための措置を通じて、50歳台後半層の特定の職員の俸給及び俸給の特別調整額について一定率を乗じた額を減じて支給する措置を実施している。

本県では、これまで職員給与と民間給与との較差の状況等から、当該給与減額措置については実施しないことが適当であるとしたところである。本年においても、職員給与が民間給与を下回っていることなどから、当該給与減額措置については、実施しないことが適当と考える。

一方、本年、人事院は、来年以降の給与制度の総合的な見直しの中で、50歳台後半層の水準の在り方を中心とした俸給表の見直しを検討することとしており、当該措置の取扱いを含めて、国の動向を注視する必要がある。

#### B 昇給・昇格制度の改正

昨年、人事院は、給与構造改革における経過措置廃止後も50歳台後半層における官民の給与差は相当程度残ることが想定されるとして、世代間の給与配分を適正化する観点から、50歳台後半層における給与水準の上昇をより抑えるため、昇給・昇格制度の見直しについて報告及び勧告を行った。これらの報告等を受け、国において、昇格制度について、最高号俸を含む高位の号俸から昇格した場合の俸給月額増加額を縮減するよう、人事院規則に定める昇格時号俸対応表を改正し、平成25年1月1日から実施している。また、昇給制度についても、55歳を超える職員は標準の勤務成績では昇給しないこととし、平成26年1月1日から実施するための法律改正が行われた。

本県では、平成23年度に改正した昇給制度を平成25年4月の昇給から適用することとしていたことなどを踏まえ、昨年の改正は見送ることとしたものの、国に準じて早期に改正する方向で検討を進めていくこととしたところである。

本人事委員会としては、給与制度は国に準拠することが基本と考えるところであり、昇格制度については、これまでも、本県の昇格時号俸対応表を国の昇格時号俸対応表に準じて定めてきたところである。また、他の都道府県においても半数以上の団体が国に準じて改正していることを踏まえると、平成26年4月1日からの実施に向けて昇格時号俸対応表を改正する必要がある。

一方、昇給制度については、勤務成績を昇給に反映させる際の運用など本県における実態を考慮する必要があることや、人事院が今後、昇給の効果の在り方等について検討を進めることとしていることなどから、本年の改正は見送ることとするが、引き続き、国の検討状況や他の都道府県の動向等を注視しつつ、検討を進めていくこととする。

### (イ) 勤務1時間当たりの給与額

勤務1時間当たりの給与額の算定方法については、現在、国に準じて給料の月額及びこれに対する地域手当の月額を算定基礎としているが、他の都道府県の状況等を踏まえ、初任給調整手当等こ

れまで本県において算定基礎に含めていなかった手当を含めることなどの見直しを行う必要がある。

#### (ウ) 給与制度の総合的見直し

本年、人事院は、平成 17 年の給与構造改革に関する勧告以降の社会経済情勢の変化を踏まえ、給与改定・臨時特例法に基づく給与減額支給措置終了後に、民間給与の調査、俸給表の構造や諸手当等の在り方を含む総合的な見直しを実施できるよう準備に着手することを報告している。

具体的には、職種別民間給与実態調査について、民間企業の従業員の給与の状況をより広く反映するため、近年の民間企業における組織のフラット化等を踏まえた、調査対象職種の見直しについて検討を進めることとしている。

次に、地域間の給与配分の在り方について、地域における官民給与の実情を踏まえ、更なる給与配分の見直しを検討することとしている。

また、世代間の給与配分の在り方についても、民間賃金の動向等を踏まえ、地域間の給与配分の見直しに併せて、給与カーブの見直しに向けた必要な措置について検討を進めることとし、若年層の水準を確保しつつ、50 歳台、特に後半層の水準の在り方を中心に、俸給表構造の見直しを検討することとしている。

さらに、昇給制度による効果の在り方等について検討を進めるとともに、職務や勤務実績に応じた手当や地域に関連する手当等についても検討を行うこととしている。

本人事委員会としては、これまで職種別民間給与実態調査については人事院等と共同して実施してきており、また、給料表の構造等の給与制度については、基本的には国に準拠することが適当と考えることから、国における検討の動向を注視する必要がある。

#### ウ 給与勧告実施の要請

人事委員会の勧告は、労働基本権が制約されている公務員に対し、社会一般の情勢に適応した給与を確保する機能を有するものである。この制度が適正に機能することは、将来にわたり効率的な公務運営を維持し、そのために必要とされる有為な人材を確保・育成していくための基盤となるものである。

本県においては、本年 7 月から、国家公務員と同様の給与減額を前提とした地方交付税等の削減に伴う本県財政への影響等を勘案し、職員の給与減額特例措置が実施されているところであるが、地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）に定める職員の給与決定原則に従った人事委員会の勧告に基づく給与制度の運用を望むものである。

本年、本人事委員会は、民間給与との較差を踏まえて月例給の改定を求めるものであり、職員におかれては、改めて全体の奉仕者であることを自覚し、県民の信頼と負託に応えるよう、職務に精励されることを要望する。

県議会及び知事におかれては、人事委員会の勧告制度が果たしている役割に理解を示され、この勧告を実施されるよう要請する。

## (2) 勧告（内容抜粋）

本人事委員会は、職員の給与について、次のとおり改定するための措置をとることを勧告する。

### ア 改定の内容

(ア) 職員の給与に関する条例（昭和26年広島県条例第22号）及び市町立学校職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例（昭和28年広島県条例第49号）に規定する給料表（医療職給料表（一）を除く。）の備考に規定する給料月額に乗じる割合を100分の99.11とすること。

(イ) 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成14年広島県条例第1号）第5条第1項及び第2項並びに一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成15年広島県条例第1号）第6条第1項に規定する給料月額に乗じる割合を100分の99.11とすること。

### イ 改定の実施時期

この改定は、平成25年4月1日から実施すること。

## (3) 人事行政における当面の諸課題に関する報告（内容抜粋）

人事行政における当面の課題について本人事委員会の考え方を述べる。

### ア 人材の確保と育成

人口減少・少子高齢化、経済分野を始めとするグローバル化の進展など、社会経済情勢や公務を取り巻く環境が大きく変化する中、複雑・高度化した行政課題に的確に対応し、質の高い行政運営を進めていくためには、多様で有為な人材を確保するとともに、職員の力を最大限に引き出す人材育成を進め、組織の総合力の一層の向上を図っていくことが不可欠である。

#### (ア) 人材の確保

採用試験制度については、人物重視や透明性の確保の観点から改善に努めるとともに、多様な経験や専門性を有する者を採用するため社会人経験者等採用試験を実施するなど、見直しに取り組んできた。

一方、他の都道府県等においては、特別枠や早期枠の設定、専門試験を課さない試験区分の設定など、多様な人材確保に向けた新たな取組が進められている。

採用試験については、こうした動向も踏まえながら、これまでの試験結果を検証しつつ、不断の研究・見直しに取り組むとともに、求める人材や公務の魅力について積極的に情報発信し、多くの受験者を確保していく必要がある。

また、複雑・高度化する行政課題に効率的に対応していくためには、任用に関する各種制度を最大限活用して、専門性を持った人材を外部から確保し、活用していく必要がある。

なお、民間企業における大学生等の就職・採用活動時期が、平成27年度の卒業・修了予定者から後ろ倒しされることが予定されている。本県においても、国家公務員試験の対応や他県の動向な

どを踏まえつつ、平成 27 年度以降の採用試験について総合的な検討を行っていく必要がある。

#### (イ) 人材の育成

組織の総合力を高めていくためには、職員の能力と意欲を引き出し、限られた人材を最大限に活用することが重要であり、職員に求められる資質を明確にした上で、目標管理・評価制度を活用した O J T (日々の仕事を通じての人材育成)、体系的な O f f - J T (研修)、長期派遣制度の活用など「広島県職員・人材育成戦略」や各任命権者の人材育成計画に基づく人材育成の着実な実施に取り組む必要がある。

また、人事評価は、職員の能力や実績を公正かつ客観的に把握し、その結果に基づいた適正な人事管理を行うことで人材の育成を図ることができる重要なツールであり、その評価や指導育成を担う職員の役割は大きくなってきている。

各任命権者においては、評定者研修などにより、評定や指導に係る技能向上に努め、人事評価制度に対する個々の職員の信頼を高める措置を講じるとともに、運用状況の検証を行いながら、人事評価結果を任用や給与等へ適確に反映させるなど、職員の能力・実績に基づく人事評価制度の充実を図っていく必要がある。

#### (ウ) 女性登用の促進

近年、新規採用職員に占める女性職員の割合は高まっているが、一方で、出産や育児等により女性職員の能力開発の機会が十分確保できていない実態もある。

また、これまでの男女共同参画型社会の形成を推進するという観点に加えて、様々な分野の活性化を図るため、大きな潜在力を持っている女性の力を活かすことが社会的な課題となっている。

こうした状況を踏まえ、本県の女性職員についても、出産・育児後の円滑な職場復帰や能力開発を図った上で、登用の促進を図る必要がある。

### イ 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）に関する課題

#### (ア) 時間外勤務の縮減等

「仕事の充実」と「仕事以外の生活の充実」の好循環をもたらすワーク・ライフ・バランスは、少子高齢化社会の中で重要な取組の一つであり、なかでも、時間外勤務の縮減については、これまで職員の健康保持の観点からも優先的に取り組んできた重要な課題である。

昨年度の時間外勤務の状況は、各任命権者において、縮減に向けた取組を行っているものの、突発的な事案の発生等の影響もあり、本庁・本部等を中心に若干の増加となっている。

こうした状況を受け、各任命権者においては、経営戦略会議等を中心とした取組に加え、一斉消灯の試行など、新たな対策にも取り組んでいるところである。

引き続き、各任命権者は、管理監督者に対して、所掌する事務・事業内容の的確な把握、職員の心身両面の健康への配慮、勤務時間の適正な管理を徹底しながら、職場の実態に即した業務改善等を積極的に進め、時間外勤務の縮減を図っていく必要がある。

また、「仕事以外の生活の充実」の視点から年次有給休暇の取得促進に向けた取組も重要であり、各任命権者においては、特定事業主行動計画に掲げる目標が達成できていない状況を踏まえ、引き

続き計画的な取得や取得しやすい環境整備等に積極的に取り組む必要がある。

#### (イ) 両立支援の取組の推進

ワーク・ライフ・バランスを図る観点から、育児や介護に責任を有する職員が仕事と生活を両立しながら勤務できる環境を整備することは重要である。

育児に関しては、各任命権者が特定事業主行動計画を策定し、計画的に両立支援の取組が行われているところであるが、男性職員の育児参加については、計画に掲げる目標が達成できていない状況である。各任命権者においては、計画の実施状況の検証を踏まえ、休暇・休業制度の一層の浸透を図るとともに、職場内で利用しやすい環境づくりなどに取り組む必要がある。

なお、人事院は、本年の報告と併せて、外国で勤務等をする配偶者と生活を共にするための休業制度の創設に係る立法措置について、意見の申出を行ったところであり、今後、本県においても国の動向を注視する必要がある。

#### (ウ) 長距離・長時間通勤の解消

職員の長距離・長時間通勤については、職員の健康管理や効率的な公務運営の観点から、各任命権者において種々の努力が行われ、減少傾向にある。

各任命権者においては、効率的な公務運営と適材適所の配置とのバランスのとれた人事管理施策を行う中で、引き続き、長距離・長時間通勤の実態を分析し、その解消を十分意識した人事異動その他の計画的な人事管理など総合的な方策により、長距離・長時間通勤を極力解消していく必要がある。

### ウ 公務運営に関する課題

#### (ア) 高齢期の職員の雇用問題

国家公務員の雇用と年金の接続については、本年3月、当面の対応策として、現行の国家公務員法の規定に基づく再任用の仕組みにより、年金支給開始年齢に達するまでフルタイム又は諸事情がある場合は短時間勤務により再任用することなどを内容とする閣議決定が行われた。

また、地方公務員についても、能力・実績に基づく人事管理を推進しつつ、地方の実情に応じて再任用の仕組みにより必要な措置を講じるよう、総務副大臣から要請が行われている。

現在、本県では、定年退職する職員が再任用を希望する場合、大部分が短時間勤務のスタッフ職として再任用されている状況にあるが、今後、年金の支給開始年齢が段階的に引上げられ、将来的に再任用希望者が増加することを想定すれば、早急に職員の意欲や能力に応じた再任用制度のあり方を検討し、対応していく必要がある。

また、人事院は、本年の報告において、国家公務員の再任用職員の給与の見直しについて、来年、民間企業における無年金の再雇用者の実態を把握した上で、再任用職員の職務や働き方等の人事運用の実態等を踏まえつつ、必要な検討を進めることとしている。本県における再任用職員の給与についても、このような動きを踏まえながら検討していくことが必要である。

#### (イ) 職員の健康管理

職員一人一人が心身ともに健康であることは、職員自身やその家族にとってはもちろんのこと、

職員の能力を最大限発揮し、質の高い県民サービスを行っていく上でも極めて重要である。

特に、職員のメンタルヘルス対策については、各任命権者とも「心の健康づくり計画」を策定し、取組を推進しているところであるが、依然として、精神疾患による病休者・休職者数が高い数値で推移しており、喫緊の課題となっている。

メンタルヘルス対策としては、予防や早期発見・早期対応の観点に立った取組が重要であり、各任命権者において、職員が悩み事等を気軽に相談できる体制の充実等に取り組む必要がある。

また、職場における心身の健康に影響を及ぼすようなストレスを低減するため、上司と部下、同僚職員間の良好なコミュニケーションを図るとともに、とりわけ新規採用職員や人事異動後の職員にきめ細かい対応を行うなど、職場全体で心身の健康に対する意識を高める必要がある。

さらに、こうした精神疾患の一因となるパワーハラスメントについては、各任命権者において、パワーハラスメントの行為類型の周知などにより、職員の意識啓発に取り組んでいるところである。このパワーハラスメントは、被害者のメンタルヘルスの問題だけではなく、職場全体の士気を低下させるなど職場環境の悪化を招くものでもあることから、引き続き予防・解決に向けて取り組んでいく必要がある。

#### (ウ) 不祥事防止に向けた取組の徹底

行政運営に関して課題が山積する厳しい状況の中で、多くの職員は、県職員としての使命を果たすべく、真摯に日々の職務に精励しているところである。

しかしながら、依然として教職員によるわいせつ・セクハラ行為の懲戒処分事案は後を絶たず、また、本年度においては、教員による麻薬事犯や警察官による業務上横領の懲戒免職処分事案が発生するなど、公務員、ひいては公務全体に対する信頼を大きく揺るがすような事案も発生しており、極めて遺憾である。

各任命権者においては、職員の服務規律の確保等に係る通知や規範意識の確立に向けた研修等を実施するとともに、業務のチェック体制の見直しなどの対策を行っているところであるが、引き続き、原因分析や再発防止策などの検証を行い、不祥事の防止に向けた取組の徹底を図る必要がある。

また、職員においては、一人一人が全体の奉仕者であることを強く自覚し、法令遵守はもとより、高い倫理観のもと、県民の信頼と負託に応えていくことが必要である。

#### **4 職員の給与制度改定の動き**

##### **(1) 給料表**

本人事委員会が平成 25 年 10 月 7 日に行った「職員の給与等に関する報告及び給与改定に関する報告（以下「報告」という。）」のとおり改正された。

##### **(2) 50 歳台後半層の職員の昇格制度**

報告を踏まえた検討がなされた結果、改正が見送られた。

##### **(3) 勤務一時間当たりの給与額**

報告のとおり改正された。



# 審 查 関 係 事 務



## 第4 審査関係業務

### 1 公平審査

職員は、人事委員会に対して、懲戒その他その意に反する不利益な処分を受けた場合には不服申立て（地方公務員法第49条の2）を、また、給与、勤務時間その他の勤務条件に関しては措置の要求（同法第46条）をすることができる。

不服申立て及び措置要求の各事案の処理状況は、次のとおりである。

#### (1) 不利益処分に関する不服申立て

平成12年（不）第1号～第1304号事案（戒告処分取消請求）	
1 当事者	審査請求人 県立学校教職員1,304名
	処分者 広島県教育委員会
2 処分の内容	
(1) 処分年月日	平成11年12月28日、平成12年2月10日
(2) 処分内容	戒告
(3) 処分事由	「勤務時間中の職員団体のための職員の活動状況調べ」を適正に記入し、提出するように校長から職務命令が出されていたにもかかわらずこれに従わなかったことは、法令等及び上司の職務上の命令に従う義務を定めた地公法第32条及び信用失墜行為を禁止した地公法第33条に違反する。
3 不服申立理由の要旨	
	いわゆる「組合年休」は、1972年に県教委との間で交わされた覚書等をもとに労使慣行として行われてきた。「回復措置」の一部として組合年休が行使されていたものであり、このことは県教委として「周知の事実」であった。
	「県立学校長に対する事務委任規程」にあるように教職員の服務監督権限は学校長にあり、県教委が校長の服務監督権限を越えて「自己申告」を求めるのは不当である。
	「組合年休」を一方的に違法行為とし、処分を前提として「自己申告」を求めるのは、自白の強要であり、憲法第38条違反である。また時間の特定が不可能であったため「記憶にない」と書いて提出せざるを得なかった者もいるが、職務命令に応じて提出したにもかかわらず、地公法第32条違反を根拠とする処分は不当である。
4 審査の経過	
	平成12年2月4日 不服申立て（1,303名）
	平成12年2月21日 不服申立て（1名）
	平成12年2月23日 受理（1,261名）
	” 却下（43名：申立ての資格を欠く）
	平成12年7月13日～平成17年6月14日 取下げ（計29名）
	平成17年6月29日 第1回準備手続
	平成17年8月2日 第2回準備手続
	平成17年8月22日 取下げ（1名）
	平成17年8月26日 取下げ（1名）
	平成17年9月1日 第1回口頭審理
	平成17年11月22日 第2回口頭審理
	平成17年12月21日 第3回口頭審理
	平成18年1月6日 取下げ（1名）
	平成18年2月9日 第4回口頭審理
	平成18年3月28日 第5回口頭審理
	平成18年4月25日 第6回口頭審理
	平成18年5月30日 第7回口頭審理
	平成18年6月6日 取下げ（1名）
	平成18年7月6日 第8回口頭審理
	平成18年8月7日 第9回口頭審理

平成18年8月9日	取下げ（1名）
平成18年9月12日	第10回口頭審理
平成18年10月30日	第11回口頭審理
平成18年11月28日	第12回口頭審理
平成19年1月24日	第13回口頭審理
平成19年3月28日	第14回口頭審理
平成19年5月22日	第15回口頭審理
平成19年7月5日	第16回口頭審理
平成19年9月26日	取下げ（1名）
平成19年10月29日	第17回口頭審理
平成20年2月13日	第18回口頭審理
平成20年3月24日	第19回口頭審理
平成20年4月13日	取下げ（1名）
平成20年4月23日	第20回口頭審理
平成20年5月28日	第21回口頭審理
平成20年8月20日	第22回口頭審理
平成20年10月15日	第23回口頭審理
”	取下げ（11名）
平成21年5月18日	取下げ（1名）
平成21年6月26日	取下げ（1名）
平成22年12月28日	取下げ（1名）
平成24年6月12日	取下げ（940名）
平成24年6月14日	取下げ（80名）
平成24年6月22日	取下げ（3名）
平成24年8月31日～	
平成24年11月5日	取下げ（178名）
平成24年11月27日	決定（却下）（7名）
平成25年3月4日	取下げ（1名）
平成25年8月28日	第24回口頭審理
平成25年11月20日	裁決（棄却）

5 審査の方法 公開口頭審理

平成13年（不）第25号～第65号事案（戒告処分取消請求）  
 平成14年（不）第5号，第6号，第67号～第70号事案（戒告処分取消請求）  
 平成15年（不）第49号，第50号事案（戒告処分取消請求）  
 平成17年（不）第4号，第14号，第15号事案（戒告処分取消請求）  
 平成18年（不）第2号，第3号，第22号～第25号事案（戒告処分取消請求）  
 平成24年（不）第2号，第3号事案（戒告処分取消請求）  
 平成25年（不）第3号，第4号事案（戒告処分取消請求）

1 当事者 審査請求人 市町立学校教職員44名

（平成13年度入学式分41名・平成13年度卒業式分2名・平成14年度入学式分4名）  
 （平成15年度入学式分2名・平成16年度卒業式分1名・平成17年度入学式分2名）  
 （平成17年度卒業式分3名・平成18年度入学式分3名・平成23年度卒業式分1名）  
 （平成24年度入学式分1名・平成24年度卒業式分1名・平成25年度入学式分1名）

処分者 広島県教育委員会

2 処分の内容

(1) 処分年月日 平成13年5月11日・平成14年3月28日・平成14年5月10日・平成15年5月9日  
 平成17年3月30日・平成17年5月13日・平成18年3月30日・平成18年5月12日  
 平成24年3月29日・平成24年4月27日・平成25年3月28日・平成25年4月26日

(2) 処分内容 戒告

(3) 処分事由 入学式又は卒業式において，事前に校長から国歌斉唱時に起立するよう職務命令を受けていたにもかかわらず，起立しなかった（職務命令違反，信用失墜行為）。これまでも同様の行為を行っているもの。

### 3 不服申立理由の要旨

- (1) 職務命令は、国旗国歌法や学習指導要領を逸脱し、憲法、教育基本法の保障する思想及び良心の自由、表現の自由、教育の自由を侵害しているものである。
- (2) 職務命令を受けていない。
- (3) 地公法第33条違反（信用失墜行為）については処分事由として成立しない。

### 4 審査の経過

平成13年7月2日 不服申立て（平成13年（不）第25号～第65号事案）  
平成13年7月17日 受理  
平成14年5月23日、24日 不服申立て（平成14年（不）第5号、第6号事案）  
平成14年6月10日 受理  
平成14年6月21日 不服申立て（平成14年（不）第67号～第70号事案）  
平成14年7月3日 受理  
平成15年7月3日 不服申立て（平成15年（不）第49号、第50号事案）  
平成15年7月16日 受理  
平成16年12月14日 47件を併合  
平成17年4月15日 不服申立て（平成17年（不）第4号事案）  
平成17年5月16日 不服申立て（平成17年（不）第15号事案）  
平成17年5月30日 受理  
平成17年6月4日 不服申立て（平成17年（不）第14号事案）  
平成17年6月14日 受理  
平成17年6月20日 受理  
平成18年4月17日 不服申立て（平成18年（不）第2号、第3号事案）  
平成18年5月12日 受理、不服申立て（平成18年（不）第22号、第25号事案）  
平成18年5月20日 不服申立て（平成18年（不）第23号、第24号事案）  
平成18年5月22日 受理  
平成18年6月19日 受理  
平成24年5月26日 不服申立て（平成24年（不）第2号、第3号事案）  
平成24年5月29日 受理  
平成24年11月9日 取下げ（1名2件）  
平成25年5月19日 不服申立て（平成25年（不）第3号、第4号事案）  
平成25年5月31日 受理  
平成25年6月20日 取下げ（30名30件）  
平成25年7月10日～25日 取下げ（6名6件）  
平成25年7月31日 決定（却下）（2名4件）  
平成25年9月24日 全事案を併合  
平成25年度末現在 準備書面提出済 現在係属 5名20件

### 5 審査の方法 公開口頭審理

平成14年（不）第72号～第78号事案（戒告処分取消請求）  
平成15年（不）第15号～第22号事案（戒告処分取消請求）  
平成15年（不）第46号～第48号事案（戒告処分取消請求）  
平成16年（不）第14号～第19号事案（戒告処分取消請求）  
平成16年（不）第38号～第40号事案（戒告処分取消請求）  
平成17年（不）第7号～第9号事案（戒告処分取消請求）  
平成17年（不）第18号～第20号事案（戒告処分取消請求）  
平成18年（不）第4号～第9号事案（戒告処分取消請求）  
平成18年（不）第26号～第27号事案（戒告処分取消請求）  
平成19年（不）第12号～第14号事案（戒告処分取消請求）  
平成19年（不）第15号～第19号事案（戒告処分取消請求）  
平成20年（不）第6号～第10号事案（戒告処分取消請求）  
平成20年（不）第11号～第14号事案（戒告処分取消請求）  
平成21年（不）第3号～第6号事案（戒告処分取消請求）

平成21年（不）第9号～第10号事案（戒告処分取消請求）  
 平成22年（不）第1号事案（戒告処分取消請求）  
 平成22年（不）第4号～第5号事案（戒告処分取消請求）  
 平成22年（不）第16号～第18号事案（戒告処分取消請求）  
 平成23年（不）第3号～第5号事案（戒告処分取消請求）  
 平成24年（不）第1号事案（戒告処分取消請求）  
 平成25年（不）第1号事案（戒告処分取消請求）

1 当事者 審査請求人 県立学校教員21名

（平成14年度入学式分7名・平成14年度卒業式分8名・平成15年度入学式分3名）  
 （平成15年度卒業式分6名・平成16年度入学式分3名・平成16年度卒業式分3名）  
 （平成17年度入学式分3名・平成17年度卒業式分6名・平成18年度入学式分2名）  
 （平成18年度卒業式分3名・平成19年度入学式分5名・平成19年度卒業式分5名）  
 （平成20年度入学式分4名・平成20年度卒業式分4名・平成21年度入学式分2名）  
 （平成21年度卒業式分3名・平成22年度入学式分3名・平成22年度卒業式分3名）  
 （平成23年度卒業式分1名）

処 分 者 広島県教育委員会

2 処分の内容

(1) 処分年月日 平成14年5月10日・平成15年3月28日・平成15年5月9日・平成16年3月30日  
 平成16年5月14日・平成17年3月30日・平成17年5月13日・平成18年3月30日  
 平成18年5月12日・平成19年3月29日・平成19年5月11日・平成20年3月28日  
 平成20年5月9日・平成21年3月30日・平成21年5月8日・平成22年3月29日  
 平成22年4月20日・平成23年3月30日・平成24年3月29日

(2) 処分内容 戒告

(3) 処分事由 入学式又は卒業式において、事前に校長から国歌斉唱時に起立するよう職務命令を受けていたにもかかわらず、国歌斉唱時に起立しなかった（職務命令違反、信用失墜行為）。

なお、これまでも職務命令に違反し、国歌斉唱時に起立しないという行為を行っているものである。

3 不服申立理由の要旨

(1) 職務命令を受けていない。

(2) 国歌斉唱時に起立を強制することは、憲法の定めた思想及び良心の自由を侵害し、不起立者に戒告処分を科すことは不当である。

4 審査の経過

平成14年7月3日	不服申立て（平成14年（不）第72号～第78号事案）
平成14年7月9日	受理
平成15年5月27日	不服申立て（平成15年（不）第15号～第22号事案）
平成15年6月10日	受理
平成15年6月30日	不服申立て（平成15年（不）第46号～第48号事案）
平成15年7月16日	受理
平成16年5月25日	不服申立て（平成16年（不）第14号～第19号事案）
平成16年6月14日	5件受理・1件却下
平成16年7月12日	不服申立て（平成16年（不）第38号～第40号事案）
平成16年8月4日	受理
平成17年5月20日	不服申立て（平成17年（不）第7号～第9号事案）
平成17年5月30日	受理
平成17年7月8日	不服申立て（平成17年（不）第18号～第20号事案）
平成17年7月21日	受理
平成18年5月19日	不服申立て（平成18年（不）第4号～第9号事案）
平成18年5月22日	受理
平成18年7月7日	不服申立て（平成18年（不）第26号～第27号事案）
平成18年7月31日	受理
平成19年5月25日	不服申立て（平成19年（不）第12号～第14号事案）
平成19年6月15日	受理
平成19年7月5日	不服申立て（平成19年（不）第15号～第19号事案）
平成19年7月31日	受理

平成20年 5月23日	不服申立て（平成20年（不）第6号～第10号事案）		
平成20年 5月28日	受理		
平成20年 7月 4日	不服申立て（平成20年（不）第11号～第14号事案）		
平成20年 7月20日	受理		
平成21年 5月21日	不服申立て（平成21年（不）第3号～第6号事案）		
平成21年 6月 3日	受理		
平成21年 6月22日	不服申立て（平成21年（不）第9号～第10号事案）		
平成21年 6月30日	受理		
平成22年 3月31日	不服申立て（平成22年（不）第1号事案）		
平成22年 4月 7日	受理		
平成22年 5月20日	不服申立て（平成22年（不）第4号～第5号事案）		
平成22年 5月26日	受理		
平成22年 6月10日	不服申立て（平成22年（不）第16号～第18号事案）		
平成22年 6月11日	受理		
平成23年 5月20日	不服申立て（平成23年（不）第3号～第5号事案）		
平成23年 5月27日	受理		
平成24年 5月23日	不服申立て（平成24年（不）第1号事案）		
平成24年 5月29日	受理		
平成23年10月31日～			
平成24年 6月 7日	取下げ（16名）		
平成24年12月25日	全事案を併合		
平成25年度末現在	準備書面提出済	現在係属	4名31件
5 審査の方法	公開口頭審理		

平成17年（不）第2号事案（戒告処分取消請求）			
1 当事者	審査請求人	市町立学校教員（平成16年度卒業式分）	
	処分者	広島県教育委員会	
2 処分の内容			
(1) 処分年月日	平成17年 3月30日		
(2) 処分内容	戒告		
(3) 処分事由	平成16年度卒業式において、事前に校長から国歌斉唱時に起立するよう職務命令を受けていたにもかかわらず、国歌斉唱時に起立しなかった（職務命令違反、信用失墜行為）。 なお、これまでも職務命令に違反し国歌斉唱時に起立しないという行為を行っているものである。		
3 不服申立理由の要旨	起立を求める職務命令等は、憲法等に違反する。		
4 審査の経過			
	平成17年 4月15日	不服申立て	
	平成17年 5月30日	受理	
	平成25年 7月31日	決定（却下）	
5 審査の方法	公開口頭審理		

平成17年（不）第16号事案（戒告処分取消請求）			
1 当事者	審査請求人	市町立学校教員（平成17年度入学式分）	
	処分者	広島県教育委員会	
2 処分の内容			
(1) 処分年月日	平成17年 5月13日		
(2) 処分内容	戒告		
(3) 処分事由	平成17年度入学式において、事前に校長から国歌斉唱時に起立するよう職務命令を受けていたにもかかわらず、国歌斉唱時に起立しなかった（職務命令違反、信用失墜行為）。 なお、これまでも職務命令に違反し、国歌斉唱時に起立しないという行為を行っているものである。		
3 不服申立理由の要旨	「職務命令違反」「信用失墜行為」を理由としたこの処分は、日本国憲法及び教育基本法に違反した不		

当な処分である。

- 4 審査の経過  
平成17年7月7日 不服申立て  
平成17年7月21日 受理  
平成25年7月31日 決定(却下)
- 5 審査の方法 公開口頭審理

平成17年(不)第17号事案(戒告処分取消請求)

- 1 当事者 審査請求人 市町立学校教員(平成17年度入学式分)  
処分者 広島県教育委員会
- 2 処分の内容  
(1) 処分年月日 平成17年5月13日  
(2) 処分内容 戒告  
(3) 処分事由 平成17年度入学式において、事前に校長から国歌斉唱時に起立するよう職務命令を受けていたにもかかわらず、国歌斉唱時に起立しなかった(職務命令違反、信用失墜行為)。  
なお、これまでも職務命令に違反し、国歌斉唱時に起立しないという行為を行っているものである。
- 3 不服申立理由の要旨  
国歌斉唱時の着席に対して職務命令が発令されたり処分が行われたりすることは、憲法や教育基本法に反するものである。
- 4 審査の経過  
平成17年7月9日 不服申立て  
平成17年7月21日 受理  
平成25年7月12日 取下げ
- 5 審査の方法 公開口頭審理

平成18年(不)第1号事案(戒告処分取消請求)

- 1 当事者 審査請求人 市町立学校教員(平成17年度卒業式分)  
処分者 広島県教育委員会
- 2 処分の内容  
(1) 処分年月日 平成18年3月30日  
(2) 処分内容 戒告  
(3) 処分事由 平成17年度卒業式において、事前に校長から国歌斉唱時に起立するよう職務命令を受けていたにもかかわらず、国歌斉唱時に起立しなかった(職務命令違反、信用失墜行為)。  
なお、これまでも職務命令に違反し、国歌斉唱時に起立しないという行為を行っているものである。
- 3 不服申立理由の要旨  
この戒告処分は、日本国憲法及び教育基本法に違反した県教育委員会の指示・命令に基づく学校長の職務命令に従わなかったということを理由にしたものであって、不当な処分である。
- 4 審査の経過  
平成18年4月13日 不服申立て  
平成18年5月12日 受理  
平成25年7月31日 決定(却下)
- 5 審査の方法 公開口頭審理

平成21年(不)第11号事案(戒告処分取消請求)

- 1 当事者 審査請求人 市町立学校教員  
処分者 広島県教育委員会
- 2 処分の内容  
(1) 処分年月日 平成21年10月15日  
(2) 処分内容 戒告  
(3) 処分事由 平成21年8月6日に行なわれる研修に参加するよう校長から職務命令を受けていたにもかかわらず、同研修に参加せず、更に所属校においても勤務しなかった。(職務命令違反、信用失

墜行為)

- 3 不服申立理由の要旨  
年休の申請に対して理由なく時季変更権を行使したこと、研修参加を職務命令をもって強制したこと、8月6日という原爆の日に研修日を設定したこと等、あらゆる意味で違法な処分である。
- 4 審査の経過  
平成21年10月15日 不服申立て  
平成21年10月20日 受理  
平成22年7月2日 準備手続  
平成22年9月13日 第1回口頭審理  
平成22年10月26日 第2回口頭審理  
平成22年11月19日 第3回口頭審理  
平成24年8月20日 第4回口頭審理  
平成24年10月29日 第5回口頭審理  
平成24年12月25日 第6回口頭審理  
平成25年5月31日 第7回口頭審理  
平成25年7月16日 裁決(棄却)  
平成26年1月16日 再審請求  
平成25年度末現在 受理前審査中
- 5 審査の方法 公開口頭審理

平成22年(不)第2号,第3号事案(転任処分取消請求)

- 1 当事者 審査請求人 市町立学校教員2名  
処分者 広島県教育委員会
- 2 処分の内容  
(1) 処分年月日 平成22年4月1日  
(2) 処分内容 転任
- 3 不服申立理由の要旨  
(1) 組合活動へ介入して組合員へ不利益を生じさせる不当労働行為である。  
(2) 希望と異なる異動が行われた。  
(3) 通勤時間が増大した。
- 4 審査の経過  
平成22年5月11日 不服申立て  
平成22年9月1日 1件受理, 1件却下  
平成25年度末現在 準備書面未提出 現在係属 1名
- 5 審査の方法 公開口頭審理

平成25年(不)第2号事案(懲戒免職処分取消請求)

- 1 当事者 審査請求人 市町立学校教員  
処分者 広島県教育委員会
- 2 処分の内容  
(1) 処分年月日 平成25年3月19日  
(2) 処分内容 懲戒免職  
(3) 処分事由 平成24年8月頃から平成25年2月まで、女子生徒に対して抱きつく行為等を繰り返す、別の女子生徒に対しても抱きついたり、足を触ったりする行為を行い、当該生徒らに不快感や嫌悪感を与えた。  
これらの行為により、平成25年3月に強制わいせつ容疑で逮捕された。このことは、地方公務員法第33条の信用失墜行為の禁止に違反する。
- 3 不服申立理由の要旨  
(1) 行為の頻度及び内容について、事実誤認がある。  
(2) 強制わいせつ罪で逮捕されたが平成25年4月に不起訴となっており、逮捕そのものが不当とすら言える事案である。
- 4 審査の経過

平成25年 5月17日	不服申立て
平成25年 5月31日	受理
平成25年12月 3日	準備手続
平成26年 1月30日	第1回口頭審理
平成26年 3月19日	第2回口頭審理
平成25年度末現在	口頭審理終結
5 審査の方法	非公開口頭審理

平成25年（不）第5号事案（懲戒免職処分取消請求）	
1 当事者	審査請求人 県立学校事務職員 処分者 広島県教育委員会
2 処分の内容	(1) 処分年月日 平成25年9月13日 (2) 処分内容 懲戒免職 (3) 処分事由 平成22年4月から平成23年5月まで、教職員公舎の会計役員として共益費などの管理支払事務に従事していた際に、水道局の通知書や浄化槽管理に関わる領収書等を偽造し、後任の会計役員に引き継いだ。このことにより、平成25年8月、有印公文書偽造・同行使及び有印私文書偽造・同行使の容疑で逮捕され、平成25年9月に起訴された。 また、領収書の偽造により、使途不明金を生じさせ、その一部を横領した。このことは、地方公務員法第33条の信用失墜行為の禁止に違反する。
3 不服申立理由の要旨	(1) 有印公文書偽造等については起訴された段階であるに過ぎず、横領については起訴さえされていない状態であり、この時点では、地方公務員法第33条に違反したとはいえない。 (2) 処分者の請求人からの事情聴取は、警察署の面会室において短時間行われたものであり、請求人への事実関係の調査が不十分で、同人の弁明を聴取しておらず、適切な処分手続を経ていない。
4 審査の経過	平成25年11月8日 不服申立て 平成25年11月20日 受理 平成25年度末現在 審査中
5 審査の方法	書面審理

平成25年（不）第6号事案（懲戒免職処分取消請求）	
1 当事者	審査請求人 町教育委員会事務局職員 処分者 府中町教育委員会
2 処分の内容	(1) 処分年月日 平成25年10月31日 (2) 処分内容 懲戒免職 (3) 処分事由 平成25年9月15日（日）午後7時5分頃、呼気1リットルにつき0.5ミリグラムのアルコール分を体内に保有する状態で、自家用軽自動車を運転し、追突事故を起こしたうえ民家門扉に衝突し損壊を与えたため、酒気帯び運転の罪で現行犯逮捕され、同罪の法定刑の最高刑（罰金50万円）による有罪の略式命令判決を受けた。 このことは、地方公務員法第33条（信用失墜行為の禁止）に違反しており、同法第29条第1項第1号及び第3号に該当する。
3 不服申立理由の要旨	(1) うつ病のみならずアルコール依存症に罹患しており、著しく自己抑制力が低下した状態に陥っていたが、処分理由で全く考慮していない。 (2) 被害者に直接謝罪できていないのは、医師の判断により、裁判直後に入院したためであり、不利な事情として認定すべきではない。 (3) アルコール依存症に罹患していたという事情は全く報道されておらず、処分理由で町民の不信感を強調すべきではない。 (4) 日常の勤務態度等や過去のセクハラ行為等で処分を受けていることを処分理由の中心として考慮することはできない。

4	審査の経過	
	平成25年12月27日	不服申立て
	平成26年1月22日	受理
	平成25年度末現在	審査中
5	審査の方法	書面審理

平成26年（不）第1号事案（戒告処分取消請求）		
1	当事者 審査請求人	市町立学校教員
	処分者	広島県教育委員会
2	処分の内容	
(1)	処分年月日	平成25年12月25日
(2)	処分内容	戒告
(3)	処分事由	平成23年12月に校長から、他の教諭を指導する際には、不適切な言動を行わないよう指導を受けたにもかかわらず、平成24年度に新規採用の女性教諭を指導する際、平成24年9月頃まで「バカ」「役にたたん」「つまらんじゃろう」「鈍い」等の正当性を逸脱した表現を加えて指導したことにより、同教諭に精神的苦痛を与え、職場環境の悪化を生じさせた。さらに、管理職に対しても「バカ」と発言する等の不適切な言動を行った。また、酒席において、同教諭に喫煙及び飲酒を勧め、不快感を与えた。
	これらのことは、教育公務員としてその職の信用を著しく損なうものであり、地方公務員法第33条の信用失墜行為の禁止に違反する。	
3	不服申立理由の要旨	
(1)	処分者は、パワハラ等を受けたと訴えた当該女性教諭の主張に基づいて聴取を進め、訴えられた請求人の主張は要求しても不十分にしか聴く機会をもととしなかった。このような経過の中で下された処分は、正当性を欠き、一方的なものであり不当である。	
(2)	「処分事由」にある発言は、背景・経過・状況があつてのことで、反省すべき点はあるものの、非常に重い「戒告」という処分を下されるものではなく、処分が重すぎる。	
(3)	校長が職責を全うしていなかったことと本件とは、非常に深い関係がある。校長の勤務に関する聴取等は、請求人への対応を基準に考えると非常にぬるい。そのぬるい聴取をもとに下された校長への処分内容及び当時の教頭に処分がないこと等と比較して、請求人の処分は重すぎる。	
4	審査の経過	
	平成26年2月17日	不服申立て
	平成26年2月28日	受理
	平成25年度末現在	審査中
5	審査の方法	書面審理

## (2) 勤務条件に関する措置の要求

平成11年(措)第6号～第2458号事案(超過勤務に対する措置等)	
1	当事者 要求者 市町立学校教員(2,453名) 当 局 広島県教育委員会
2	措置要求内容の要旨 (1) 1週間の勤務時間について条例どおり遵守し、週休日及び勤務時間の割り振りを明示すること (2) 原則として命じてはならない時間外勤務を命じないこと (3) 時間外勤務に対して相応分の時間による「勤務の軽減」「回復措置」を講じること (4) 休日勤務を命じないこと (5) 休日に勤務を命じる場合、事前に代休日を示すこと (6) 週休日に勤務を命じないこと (7) 週休日に勤務を命じるときは、週休日の振替日を事前に設けること (8) 「指定休日(4)」を4時間完全保障すること (9) 休憩時間を45分間完全保障すること (10) 県教育委員会が1998年4月1日に通知した「教育職員の超勤を縮減するための当面の対応策」を徹底すること (11) 回復措置を講じる根拠となる「勤務時間外における業務従事記録簿」を設置すること (12) 「県立及び市町村立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置条例施行に伴う諸問題についての覚え書き及び確認事項(1972年2月21日)」を遵守すること (13) 「超勤プロジェクト」において合意した事項を遵守すること (14) 勤務・労働条件について、労使対等の原則に従って交渉に応じること
3	審査の経過 平成11年12月22日 措置要求 平成12年2月2日 受理 平成25年6月20日 取下げ(2,453名)

平成12年(措)第5号～第436号事案(超過勤務に対する措置等)	
1	当事者 要求者 県立学校教員(432名) 当 局 広島県教育委員会
2	措置要求内容の要旨 (1) 勤務時間の割り振りを職場長と分会で話し合い「職場協定書」を結ぶよう県教委が各職場長を指導すること (2) 時間外勤務に相応する「勤務の軽減」「回復措置」を講じること (3) 「勤務を要しない日」に勤務を命じないこと (4) やむなく「勤務を要しない日」に勤務を命じる場合は、事前に勤務の割り振りを行うこと (5) 「指定休日(4)」を完全に取得できるよう保障すること (6) 週休日に勤務を命じないこと (7) 週休日に勤務を命じるときは、週休日の振替日を事前に設けること (8) 「超勤プロジェクト」の「まとめ」を尊重し、話し合いを継続・機能させ、合意した事項を県教委は遵守すること (9) 県教委との「覚書」「確認」を遵守し、「通知」については、その徹底をはかること (10) 勤務・労働条件について、労使対等の原則に立って交渉に応じること
3	審査の経過 平成12年3月24日 措置要求 平成12年3月31日 受理 平成12年7月3日 取下げ(1名) 平成25年6月25日 取下げ(431名)

平成25年(措)第1号事案(昇給区分の決定)	
1	当事者 要求者 県立学校教員 当 局 広島県教育委員会
2	措置要求内容の要旨

平成25年4月1日の定期昇給の昇給区分を「昇給なし」から「4号給昇給」に修正し、4月に遡って既支払済の給与との差額を支給すること。

3 審査の経過

平成25年5月13日 措置要求

平成25年5月31日 受理

平成25年度末現在 審査中

## 2 職員からの苦情相談

地方公務員法第8条の規定に基づき、職員からの勤務条件その他人事管理に関する悩みや苦情について相談に応じている。

平成25年度中の職員からの苦情相談の状況は次のとおりである。

苦情相談の状況

(平成25年度)

申出人の任命権者	件数
知事	1件
教育委員会	1件
警察本部長	2件
受託分	2件

### 3 職員団体等

#### (1) 職員団体の登録

職員団体は、地方公務員法第 53 条及び職員団体の登録に関する条例（昭和 41 年広島県条例第 24 号）に基づいて人事委員会に登録の申請をすることができる。

人事委員会に登録されている職員団体は次のとおりである。

#### 職員団体の登録状況（県分）

（平成 26 年 3 月 31 日現在）

職員団体名	法人・非法人の別	登録年月日	規約の変更その他の届出等の受理年月日（平成 25 年度）
自治労広島県職員労働組合	法人	昭 41. 10. 3	平 25. 4. 5 （役員）
広島県教職員組合	法人	昭 41. 10. 3	平 26. 2. 20 （規約・役員）
広島県高等学校教職員組合	法人	昭 41. 10. 3	-
広島県学校教職員連盟	法人	昭 48. 1. 10	平 26. 2. 26 （規約・役員）
全広島教職員組合	法人	平 1. 12. 28	平 25. 4. 5 （役員）

#### 職員団体の登録状況（受託分）

（平成 26 年 3 月 31 日現在）

職員団体名	法人・非法人の別	登録年月日	規約の変更その他の届出等の受理年月日（平成 25 年度）
府中町職員労働組合	非法人	昭 42. 4. 6	平 26. 3. 28 （役員）
大崎上島町職員労働組合	法人	平 16. 2. 13	平 25. 12. 26 （役員）
神石高原町職員労働組合	法人	平 17. 2. 15	平 25. 11. 18 （役員）
世羅町職員労働組合	法人	平 18. 4. 7	平 25. 12. 27 （規約・役員）
熊野町職員労働組合	非法人	平 24. 12. 10	-
宮島競艇施行組合職員労働組合	非法人	昭 50. 8. 11	平 25. 12. 27 （規約・役員）

(2) 管理職員等の範囲の指定

管理職員等とは、地方公務員法第 52 条第 3 項ただし書きに規定される職員のことをいい、その範囲の指定は同法第 52 条第 4 項の規定により人事委員会規則で定めることになっている。

人事委員会規則による管理職員等の範囲は次のとおりである。

管理職員等の範囲 (県分)

本 庁

平成 26 年 3 月 31 日現在

機 関	職
議 会 事 務 局	事務局長 次長 課長 共通業務担当監 課長代理 秘書担当の課長補佐 秘書係長 庶務係長
知 事 部 局	理事 局長 経営戦略審議官 都市技術審議官 危機管理監 部長 局付 課長 担当 課長 政策監 健康指導監 防災航空センター長 東部産業支援担当次長 企業誘致担当次長 担当監 参事 主幹 主査 主任・主事 (秘書課, 人事課の人事, 給与, 服務, 職員団体担当, 行政管理課の定数管理担当)
会 計 管 理 部	会計管理部長 課長 出納監察員 共通業務担当監 参事 (会計総務課, 総務事務課) 主幹・主査 (会計総務課の庶務, 予算担当のうち, グループリーダー業務に従事するもの)

機 関	職
教 育 委 員 会 局	教育長 教育次長 理事 参与 部長 課長 (室長を含む。) 人事管理監 職員管理監 教育指導監 校務指導監 社会教育監 課長代理 課長補佐 主幹 (学校経営支援課) 主任管理主事 総務係長 人事係長 経営戦略係長 法務係長 委員会係長 秘書係長 管理係長 県立学校人事係長 小中学校人事係長 採用研修係長 行政係長 給与第 1 係長 給与第 2 係長 給与第 3 係長 学校財務係長 教職員定数係長 県立学校改革係長 振興係長 主査 (総務課 (人事係及び秘書係), 教職員課 (管理係を除く。), 学校経営支援課 (教職員定数係及び学校経営支援推進班学校業務改善推進担当)) 管理主事 人事係, 法務係, 秘書係, 教職員課 (管理係を除く。), 教職員定数係又は学校経営支援推進班学校業務改善推進担当の専門員, 主任及び主事
選 挙 管 理 委 員 会 局	事務局長 次長
人 事 委 員 会 局	事務局長 次長 課長 参事 主幹・主査・専門員・主任 (任用, 給与勧告, 公平審査等の事務担当)
監 査 委 員 会 局	事務局長 次長 合同総務課長 監査総括監 監査管理監 参事
労 働 委 員 会 局	事務局長 次長 合同総務課長 主任労働監 労働監 参事 (合同総務課)
海 区 漁 業 調 整 委 員 会 局	事務局長 次長
内 水 面 漁 場 管 理 委 員 会 局	事務局長

地方機関

機 関	職
総務事務所	所長 支所長 次長 課長 参事
県税事務所	所長 分室長 次長 課長
厚生環境事務所	所長 支所長 医監 次長 課長
保健所	所長 支所長 次長 課長
食肉衛生検査所	所長 次長
動物愛護 センター	所長 総務課長
こども家庭 センター	所長 次長 総務企画課長 総務課長 相談援助課長
農林水産事務所	所長 事業所長 次長 課長 ダム管理事務所長
畜産事務所	所長 次長 課長
病虫害防除所	所長 次長
家畜保健衛生所	所長 次長 課長
建設事務所	所長 支所長 次長 課長 担当課長 ダム管理事務所長
広島港湾振興 事務所	所長 次長 課長
消防学校	校長 教頭 総務課長
東京事務所	所長 次長 総務課長
自治総合研修 センター	所長 総括研修企画監 研修 企画監
大阪情報 センター	企業立地監 所長 次長
農業技術指導所	所長 次長
広島ヘリポート 管理事務所	所長
文書館	館長 副館長
総合技術研究所	所長 センター長 医監 次 長 支所長 部長 課長 室 長
縮景園	園長

機 関	職
美術館	館長 副館長 学芸企画監 課長
三次看護 専門学校	校長 副校長 総務課長
総合精神保健 福祉センター	所長 次長 総務企画課長
身体障害者 更生相談所	所長
広島学園	園長 副園長 課長
高等技術専門学校	校長 副校長 庶務課長
技術短期大学校	校長 副校長 庶務課長
障害者職業能力 開発校	校長 副校長 庶務課長
農業技術大学校	校長 副校長 総務課長
教育事務所	所長 支所長 副所長 総 務課長 教育指導課長 主 任管理主事 管理主事
みよし風土記 の丘	所長 副所長
埋蔵文化財 センター	所長 副所長
教育センター	所長 副所長 部長
生涯学習 センター	所長 副所長 総務課長
図書館	館長 副館長 総務課長
少年自然の家	所長 副所長
歴史民俗資料館	館長 副館長 総務課長
歴史博物館	館長 副館長 総務課長
高等学校	校長 教頭 事務部長 総 括事務長 事務長
中学校	校長 教頭 事務部長
特別支援学校	校長 教頭 部の主事 総 括事務長 事務長

## 備考

- 1 知事部局の「局付」は、局付のうち、商工労働局に置かれ全国菓子大博覧会・広島準備委員会事務局又は商工労働局海の道プロジェクト・チームの事務に従事するものをいう。
- 2 知事部局の「政策監」は、政策監のうち、行政管理課及び経営企画チームに置かれるものをいう。
- 3 知事部局の「参事」は、参事のうち、秘書課、人事課、福利課、財政課、経営企画チーム（施策提案又は総合特区計画を担当するものを除く。）及び研究開発課に置かれるもの、危機管理課、総務課、財産管理課、税務課、地域政策総務課、環境県民総務課、健康福祉総務課、商工労働総務課、農林水産総務課及び土木総務課に置かれ庶務又は予算を担当するもの、総務課に置かれ法務を担当するものをいう。
- 4 知事部局の「主幹」及び「主査」は、主幹及び主査のうち、秘書課、人事課（安全衛生管理を担当するもの（グループリーダー業務に従事するものを除く。）を除く。）、財政課及び経営企画チーム（施策提案又は総合特区計画を担当するものを除く。）に置かれるもの、危機管理課、総務課、研究開発課、地域政策総務課、環境県民総務課、健康福祉総務課、商工労働総務課、農林水産総務課及び土木総務課に置かれ庶務又は予算を担当するもの（グループリーダー業務に従事するものに限る。）、総務課に置かれ法務を担当するもの（グループリーダー業務に従事するものに限る。）、行政管理課に置かれ定数管理を担当するものをいう。
- 5 教育委員会の「課長補佐」は、課長補佐のうち、総務課及び教育改革推進課に置かれ、秘書、人事、給与、服務、職員団体、予算又は法務を担当するもののほか時間外勤務命令又は休暇の承認等について専決することができるものをいい、「管理係長」は、管理係長のうち、教職員課、文化財課及び生涯学習課に置かれるものをいう。
- 6 こども家庭センターの「相談援助課長」は、相談援助課長のうち、西部こども家庭センター及び東部こども家庭センターに置かれるものをいう。

管理職員等の範囲（受託分）

(町)

平成26年3月31日現在

郡	町名	議会事務局	町長部局	会計管理者部局	教育委員会事務局	保育所等	病院等	その他	小中学校	改正年月日
安芸郡	府中町	事務局長 事務局次長	部長 所長 参事 次長 課長 主幹 主査（職員課）	会計管理者 室長 主幹	教育長 教育部長 教育次長 課長 主幹	所長		監査委員事務局長 福寿館長 環境センター所長 府中南交流センター館長 図書館長 公民館長 歴史民俗資料館長	校長 教頭 事務長	H25.5.7
	海田町	事務局長	部長 次長 課長 所長 室長 庶務係長（総務課） 職員係長 財政係長	会計管理者 室長	教育長 教育次長 課長	所長		児童館長 町民センター所長 環境センター所長 図書館長 公民館長 ふるさと館長 ひまわりプラザ館長	校長 教頭 事務長	H23.4.1
	熊野町	局長	部長 次長 参事 課長 調整監 課長補佐（総務課）	会計管理者 課長	教育長 部長 次長 課長 教育指導監			老人福祉センター所長 中央地域健康センター所長 公民館長 図書館長	校長 教頭 事務長	H24.5.24
	坂町	事務局長	部長 副部長 課長 人事係長	会計管理者 室長	教育長 教育次長 課長	保育所 所長			校長 教頭 事務長	H21.5.28
山県郡	安芸太田町	事務局長	課長 課長補佐（総務課人事及び財政担当） 【支所】支所長 課長	会計管理者 課長	教育長 教育次長 課長			保健・医療・福祉統括センター課長 福祉事務所長 幼稚園長 学校給食共同調理場長	校長 教頭 事務長	H22.5.31
	北広島町	事務局長	参事 危機管理監 課長 所長 広報広聴室長 主幹（総務課） 課長補佐（総務課） 総務係長 行政管理係長 財政係長 【支所】支所長 課長	会計管理者 室長	教育長 副教育長 課長	保育所 所長 保育園長	【診療所】 診療所長 事務長	芸北ホリスティックセンター所長・次長、大朝保健センター所長、豊平保健福祉総合センター所長・次長	校長 教頭 事務長	H25.5.7
豊田郡	大崎上島町	事務局長	課長 主幹（総務課） 課長補佐（総務課） 【支所】支所長 課長	会計管理者 課長	教育長 課長			福祉事務所長	校長 教頭 事務長	H20.6.5
世羅郡	世羅町	事務局長	課長 室長 課長補佐（総務課） 【支所】支所長 課長	会計管理者	教育長 課長 室長	所長		給食センター所長 せらにシタウンセンター所長	校長 教頭 事務長	H22.4.30
神石郡	神石高原町	事務局長	課長 課長補佐（総務課、まちづくり推進課） 室長（情報政策室、未来戦略室） 【支所】支所長 課長	会計管理者 課長	教育長 課長 調整監	所長		農業委員会事務局長	校長 教頭 事務長	H24.5.24

## (一部事務組合)

区分	一部事務組合名	管 理 職 員 等	改正年月日
複合	甲世衛生組合	会計管理者 事務局長	H21. 6. 11
	三原広域市町村圏事務組合	事務局長 事務局次長 所長 場長 会計管理者 室長	H19. 7. 6
環境衛生	安芸地区衛生施設管理組合	事務局長 課長 会計管理者	H21. 5. 28
	芸北広域環境施設組合	事務局長 会計管理者	H21. 4. 30
	広島中央環境衛生組合	事務局長 会計管理者 課長 参事 (総務課)	H21. 11. 12
内部管理	広島県市町総合事務組合	事務局長 会計管理者	H21. 5. 28
その他	宮島競艇施行組合	議会事務局長 局長 課長 担当課長 ※課長補佐 (経営管理課) 総務職員係長 財務経営係長	H23. 5. 6
	広島中部台地土地改良施設管理組合	会計管理者 課長	H22. 4. 30

※注 2 宮島競艇施行組合の「課長補佐 (経営管理課)」とは、課長補佐のうち、経営管理課に置かれ、人事、職員団体又は財政に関する事務を担当するものをいう。

## (広域連合)

広域連合名	管 理 職 員 等	改正年月日
広島県後期高齢者医療広域連合	議会事務局長 事務局長 事務局次長 課長 (会計課長を含む) 会計管理者 選挙管理委員会事務局長 監査事務局長	H20. 6. 5

#### 4 労働基準監督機関としての職権行使

職員の勤務条件に関する労働基準監督機関の職権は、地方公務員法第58条第5項の規定により、労働基準法別表第1第11号、第12号及び官公署の事業（同表に掲げる事業を除く。）に該当する事業所に対しては、人事委員会が行うこととなっている。

労働基準法別表第1による県の事業所の号別区分及び労働基準監督機関としての職権行使の状況は、次のとおりである。

労働基準法別表第1による号別区分（県関係分のみ）

（平成26年3月31日）

労基法別表第1各号	事業内容	該当事業所	監督機関
1号	物の製造、改造、加工、修理、洗浄、選別、包装、装飾、仕上げ、販売のためにする仕立て、破壊若しくは解体又は材料の変造の事業		労働基準監督署
2号	鉱業、石切り業その他土石又は鉱物採取の事業		労働基準監督署
3号	土木、建築その他工作物の建設、改造、保存、修理、変更、破壊、解体又はその準備の事業		労働基準監督署
4号	道路、鉄道、軌道、索道、船舶又は航空機による旅客又は貨物の運送の事業	広島ヘリポート管理事務所	労働基準監督署
5号	ドック、船舶、岸壁、波止場、停車場又は倉庫における貨物の取扱いの事業		労働基準監督署
6号	土地の耕作若しくは開墾又は植物の栽植、栽培、採取若しくは伐採の事業その他農林の事業		労働基準監督署
7号	動物の飼育又は水産動植物の採捕若しくは養殖の事業その他の畜産、養蚕又は水産の事業		労働基準監督署
8号	物品の販売、配給、保管若しくは賃貸又は理容の事業		労働基準監督署
9号	金融、保険、媒介、周旋、集金、案内又は広告の事業	大阪情報センター	労働基準監督署

労基法 別表第1 各号	事業内容	該当事業所	監督機関
10号	映画の製作又は映写, 演劇その他興行の事業		労働基準 監督署
11号	郵便, 信書便又は電気通信の事業		人 事 委 員 会
12号	教育, 研究又は調査の事業	消防学校 文書館 自治総合研修センター 総合技術研究所のセンター 美術館 看護専門学校 高等技術専門校 (広島高等技術専門校を除く) 広島高等技術専門校・広島技術短期大学校 広島障害者職業能力開発校 農業技術大学校 教育センター 広島高等学校・広島中学校 高等学校 (広島高等学校を除く) 特別支援学校 (寄宿舎及び広島南特別支援学校呉分校を除く) 広島南特別支援学校呉分校 図書館 少年自然の家 生涯学習センター 埋蔵文化財センター みよし風土記の丘 歴史民俗資料館 歴史博物館 警察学校	人 事 委 員 会
13号	病者又は虚弱者の治療, 看護その他保健衛生の事業	厚生環境事務所・保健所 (支所を除く) 厚生環境事務所支所・保健所支所 こども家庭センター一時保護課 広島学園 総合精神保健福祉センター 食肉衛生検査所 動物愛護センター 特別支援学校の寄宿舎	労働基準 監督署
14号	旅館, 料理店, 飲食店, 接客業又は娯楽場の事業		労働基準 監督署
15号	焼却, 清掃またはと畜場の事業		労働基準 監督署
前各号に該当しない官公署の事業		本庁 総務事務所 (支所を除く) 総務事務所支所 東京事務所 県税事務所 (分室を除く) 県税事務所分室 総合技術研究所企画部 縮景園 こども家庭センター (一時保護課を除く) 身体障害者更生相談所 農林水産事務所 (事業所を除く) 農林水産事務所事業所 畜産事務所・家畜保健衛生所 農業技術指導所・病虫害防除所 建設事務所 (支所を除く) 建設事務所支所 広島港湾振興事務所 議会事務局 教育委員会事務局 (教職員課分室を除く) 教職員課分室 教育事務所 (支所を除く) 教育事務所支所 警察本部 警察署 選挙管理委員会事務局 監査委員事務局 人事委員会事務局 労働委員会事務局 海区漁業調整委員会事務局 内水面漁場管理委員会事務局	人 事 委 員 会

労働基準監督機関としての職権行使の状況

(平成 25 年度)

区 分	知事部局	教育委員会	警察本部	計
時間外労働・休日労働に関する協定届	19 件	104 件	1 件	124 件
断続的な宿直又は日直勤務務許可	0	0	3	3
衛生管理者選任報告	7	32	18	57
産業医選任報告	1	5	1	7
ボイラー性能検査	3	2	2	7
第一種圧力容器性能検査	9	5	0	14
ボイラー・第一種圧力容器の休止報告	5	2	0	7
ボイラー・第一種圧力容器検査証の返還	0	0	1	1
ゴンドラの性能検査	1	0	0	1
ゴンドラの休止報告	2	0	0	2
クレーンの性能検査	1	0	0	1
クレーンの休止報告	1	0	0	1
機械等設置届等	2	0	0	2
有機溶剤中毒予防規則一部適用除外認定	0	0	0	0